

さいたま地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(所沢税務署長)  
平成24年11月7日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	与川 勇馬
被告	国
同代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	所沢税務署長 佐藤 文夫
指定代理人	実本 滋
同	高橋 直樹
同	大河原 照男
同	佐々木 孝英
同	金子 文彦
同	多田 俊彦
同	丹羽 一浩
同	増尾 博史
同	角木 渉

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 所沢税務署長が、原告の平成13年分の所得税について、平成20年6月26日付けでした更正処分のうち、総所得金額418万6894円、納付すべき税額26万2200円を超える部分及び同日付重加算税賦課決定(ただし、いずれも異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 2 所沢税務署長が、原告の平成14年分の所得税について、平成20年6月26日付けでした更正処分のうち、総所得金額396万8777円、納付すべき税額3万8900円を超える部分(ただし、異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの)及び同日付重加算税賦課決定(ただし、異議決定により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 3 所沢税務署長が、原告の平成15年分の所得税について、平成20年6月26日付けでした更正処分のうち、総所得金額174万8815円、納付すべき税額3万9200円を超える部分及び同日付重加算税賦課決定(ただし、いずれも異議決定及び審査裁決により一部取り消された後

のもの)を取り消す。

- 4 所沢税務署長が、原告の平成16年分の所得税について、平成20年6月26日付けでした更正処分のうち、総所得金額164万6609円、納付すべき税額1万9400円を超える部分(ただし、異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの)及び同日付過少申告加算税賦課決定並びに同日付重加算税賦課決定(ただし、異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 5 所沢税務署長が、原告の平成17年分の所得税について、平成20年6月26日付けでした更正処分のうち、総所得金額132万5622円、納付すべき税額0円を超える部分及び同日付重加算税賦課決定を取り消す。
- 6 所沢税務署長が、原告の平成18年分の所得税について、平成20年6月26日付けでした更正処分のうち、総所得金額164万4521円、納付すべき税額2万1800円を超える部分及び同日付重加算税賦課決定(ただし、いずれも異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 7 所沢税務署長が、原告の平成19年分の所得税について、平成20年6月26日付けでした更正処分のうち、総所得金額165万6884円、納付すべき税額1万1400円を超える部分及び同日付重加算税賦課決定(ただし、いずれも異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。

## 第2 事案の概要

本件は、所沢税務署長が、パブスナック業を営む原告に対して、原告が所沢税務署管内に所在するパブスナック6店舗に係る事業所得を得ていたとして、推計課税の方法により所得金額を算出し、平成20年6月26日付けで平成13年分ないし平成19年分(本件各係争年分)の所得税の更正決定(本件各更正処分)並びに重加算税及び過少申告加算税の賦課決定(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。)をしたところ、原告が、上記推計課税には合理性がなく、本件各処分は違法であるなどと主張して、本件各処分の一部取消しを求めている事案である。

- 1 争いのない事実等(証拠により容易に認定できる事実については、かつこ内に証拠を示す。)

### (1) 当事者等

ア 原告は、①「A」(狭山市。平成17年中に「B」に屋号変更。以下屋号変更の前後を通じて「B」という。)及び②「C」(所沢市。平成16年4月30日に閉店。以下「C」という。)の名称でパブスナック業を営んでいた者である。

なお、B及びCの関連店舗(後記のとおり、原告が経営主体であるかについて、争いがある。)として、③「D」(所沢市。以下「D」という。)、④「E」(入間市。以下「E」という。)、⑤「F」(狭山市。以下「F」という。)及び⑥「G」(入間市。平成17年中に「H」から屋号変更したもの。以下屋号変更の前後を通じて「G」といい、D、E及びFと併せて「本件4店舗」といい、更にB、Cを併せて「本件各店舗」という。)があった。(甲8)

イ 乙(乙)は、原告の母である。

ウ 丙(丙)は、原告と平成14年5月に結婚し、平成15年5月に離婚した元妻であり、丁(丁)は、原告と丙との間の子である。

エ 戊(戊)は、原告の兄である。Iは戊の妻であり、Jは戊とIとの間の子である。

### (2) 本件各処分に至る経緯

ア 原告は、平成13年分から平成19年分までの各所得税について、それぞれ別表1-1「課税処分等の経緯（平成13年分）」ないし別表1-7「課税処分等の経緯（平成19年分）」の各「確定申告」欄記載のとおり確定申告をした。（乙1ないし7）

イ 所沢税務署長は、平成20年6月26日付けで、上記各申告に対し、別表1-1「課税処分等の経緯（平成13年分）」ないし別表1-7「課税処分等の経緯（平成19年分）」の各「更正処分等」欄記載のとおり、更正決定並びに重加算税及び過少申告加算税の賦課決定をした（本件各処分）。（甲1ないし7）

(3) 不服申立て及び訴え提起

ア 原告は、本件各処分を不服として、平成20年7月22日、所沢税務署長に対し異議申立てをした。

上記異議申立てに対し、所沢税務署長は、平成20年10月22日付けで、別表1-1「課税処分等の経緯（平成13年分）」ないし別表1-7「課税処分等の経緯（平成19年分）」の各「異議決定」欄記載のとおり、本件各処分の一部を取り消し、その他の異議申立てを棄却する旨の決定をした。（甲9）

イ 原告は、これを不服として、平成20年11月18日、国税不服審判所長に対し審査請求をした。

上記審査請求に対し、国税不服審判所長は、平成21年11月16日付けで、別表1-1「課税処分等の経緯（平成13年分）」ないし別表1-7「課税処分等の経緯（平成19年分）」の各「審査裁決」欄記載のとおり、本件各処分の一部を取り消し、その他の審査請求を棄却する旨の裁決をした。（甲8）

ウ 原告は、平成22年4月24日、本件訴えを提起した。

2 争点

(1) 本件4店舗に係る事業所得が原告に帰属するか

(2) 本件各更正処分の適法性（推計課税の必要性については争いが無い。）

ア 推計課税の手法として資産負債増減法を用いたことの合理性

イ 推計の基礎とされた金額の合理性

(3) 本件各賦課決定処分の適法性

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（本件4店舗に係る事業所得が原告に帰属するか）について

（被告の主張）

本件各処分に先立つ税務調査を担当した所沢税務署所属の調査担当者は、原告に対して、度重なる調査協力を依頼した一方で、関係者等への聴取りや、本件各店舗に係る仕入れ先及び金融機関等への反面調査を実施して、本件各店舗ごとに確定申告状況や、クレジットカード加盟店契約の状況等、仕入代金の支払状況等の仕入先との関係、店舗火災保険の契約・支払等の状況、店舗電話の契約・支払等の状況、営業許可申請者といった、店舗の経営主体の判断に係る事情を幅広く把握した。これらの事情を総合すると、本件4店舗の経営主体、すなわち事業所得の帰属者は原告であると認められる。

（原告の主張）

Dの経営主体は乙、Eの経営主体はK及びL、Fの経営主体はM、Gの経営主体は屋号が「H」の時期においてはN、「G」の時期においてはOであって、いずれも原告ではない。

(2) 争点(2)ア (推計課税の手法として資産負債増減法を用いたことの合理性) について

(被告の主張)

資産負債増減法は、納税者の資産の増減額は、その年の納税者の総収入から総支出及び損失を控除したものと合致するという根拠に基づく合理的な所得の推計方法である。所得税法上、資産負債増減法とその他の推計方法との間における合理性に優劣があることを定めたような規定は特段存在しない。事業所得を推計する場合には、同業者比率法が最も多く用いられているところであるが、それを用いるためには、少なくとも、納税者の当該年分の売上金額、仕入金額等のうちの一つについて、その全部又は主要な部分が確実に把握されていることを必要とすると解されている。しかしながら、原告は本件各処分先において先立つ税務調査において一度も調査に応じていないこと、原告が帳簿書類等の備付・保存を行っていないこと、また、本件各店舗の売上げ先が不特定多数の者であり、かつ、現金による売上げがあり、その売上金額を確実に把握することができなかつたこと等により、所沢税務署長においては、原告の売上金額又は仕入金額の全部又は主要な部分を把握することが困難であった。よって、本件において、推計方法に資産負債増減法を用いたことには十分な合理性がある。

(原告の主張)

原告は、いわゆるバブル景気のころに多額の収入を得ており、その際に蓄えた数千万円の現金を自宅に保管していた。そして、原告は、このような多額のタンス預金について、平成10年ころから平成20年ころにかけて少しずつ、P信用金庫やQ信用金庫の営業員の勧誘に応じるなどして定期預金・定期積金にしていた。平成14年7月29日のR銀行への1000万円の預金や、平成16年7月28日の1000万円の預金などは、このようなタンス預金によるものである。ところが、本件においては、推計課税の結果、原告が平成13年以前に蓄えたタンス預金を定期預金にしたものが、すべて預金した年における所得とされてしまっており、その結果、推計された原告の所得はおよそ近時のパブスナック経営者としてあり得ないほど高額なものとなっている。資産負債増減法を用い、現金の存在を無視した場合、本件のように現金の保有額に大きな変動がある場合に著しく不合理な結果となるのであり、資産負債増減法には推計方法としての合理性はない。本件においては仕入金額を基に同業者比率法により推計するのが相当であった。

(3) 争点(2)イ (推計の基礎とされた金額の合理性) について

(被告の主張)

資産負債増減法による推計の基礎となる、原告の本件各係争年分における資産、負債、調整項目加算額及び調整項目減算額の各科目の期首及び期末の金額は、別表2-1「平成13年分の事業所得の金額」ないし別表2-7「平成19年分の事業所得の金額」の各欄記載のとおりである。

(原告の主張)

ア 普通預金科目について

- (ア) 丁名義の普通預金のうち、丁がもらったお年玉などを預金した口座（S銀行入間支店の普通預金・口座番号 ）は丁に帰属する。
- (イ) 乙名義の普通預金は乙が相続した夫・Tの遺産を預金したものであり、乙に帰属する。
- (ウ) 戊名義の普通預金は戊に帰属する。
- (エ) 従業員名義の普通預金は、それぞれの従業員に帰属するものである。

イ 定期預金科目について

(ア) 乙名義の定期預金は、乙が相続した夫・Tの遺産を原資とするものであり、乙に帰属する。書類の筆跡が原告のものになっているのは、原告が解約などの手続を代行したからに過ぎない。乙は、Dを経営する以前から様々な仕事をしており、一定の資産を有していた。また、乙は夫であるTが死亡した際に3700万円程度を相続したほか、生命保険金1200万円を受領しており、原告と同様にこれを現金の形で自宅に保有し、適宜定期預金・定期積金にしていたものである。乙名義の預金はこのような同人の資産を原資とするものであり、同人に帰属するものである。

(イ) 戊、I及びJ名義の定期預金は、戊に帰属するものである。これらの預金は、戊が原告から貸付けを受けた金銭等を原資として預金するなどしたものである。解約の書類を原告が記載している場合があるが、これは原告が手続を代行したためである。

ウ 定期積金科目について

(ア) 乙名義の定期積金は乙に帰属するものである。

(イ) 戊、I及びJ名義の定期積金は戊に帰属するものである。

エ 貸付金科目について

原告が有する貸付金は戊に対するものだけではない。

オ 車両科目について

車両の購入代金のうち150万円は下取りによるものであるから、150万円は平成13年の総所得金額から控除すべきである。原告が下取り車両をU狭山店に持って行ったところ、店員の知り合いの店の方が高く買い取れると言われ、その店での買い取りという扱いにしてもらったものである。下取り車両はVのWであり、走行距離が下取りしてもらった時点で2万キロ程度と非常に少なかった。

カ 預金利息科目について

被告の主張する預金利息科目には原告以外の者に帰属する預金の利息が含まれている。

キ 貸付金回収額科目について

原告が貸付金の返済を受けているのはXからだけではない。原告は兄である戊やパブスナックの従業員等にも金銭を貸し付けており、平成13年から平成19年までの間にも返済を受けている。この返済を受けた金員は、原告の平成13年以前の資産が転化したものであり、所得から控除すべきものである。

ク 生命保険等受領額のうち、Y保険は乙が加入しているものであり、原告はその保険金を受領していない。

(4) 争点(3) (本件各賦課決定処分の適法性) について

(被告の主張)

原告は、本件各係争年分に係る所得税の確定申告において、本件各店舗に係る売上げを原告の売上げではないかのように装うのみならず、本件4店舗の経営者が原告ではないかのように装い、所得金額を過少に記載した内容虚偽の申告書を提出していたものであり、かかる原告の行為は、国税通則法(通則法)68条1項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。また、原告は平成16年の所得税について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、納付すべき税額を過少に申告し

ていたことについて、通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められない。そうすると、原告に課されるべき所得税の重加算税の額は、平成13年分が423万1500円、平成14年分が414万4000円、平成15年分が175万3500円、平成16年分が167万6500円、平成17年分が59万5000円、平成18年分が199万8500円及び平成19年分が62万6500円であり、また、同人に課されるべき平成16年分の所得税の過少申告加算税の額は3万4000円であるところ、本件各賦課決定処分の額（異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの。）と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

（原告の主張）

被告の主張は争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 証拠（乙37、38）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 所沢税務署長は、原告の本件各係争年分における事業所得の金額を確認する必要があると認め、所沢税務署個人課税第2部門のZ上席国税調査官（Z上席）、a上席国税調査官（a上席）、b上席国税調査官（b上席）、d上席国税調査官（d上席）及びe国税調査官（e調査官）らに対し、原告に対する所得税並びに消費税及び地方消費税の税務調査（本件調査）を行うよう命じた。また、所沢税務署長は、原告に対する調査と並行して、d上席及びe調査官に対して、戊に対する所得税並びに消費税等の税務調査（別件調査）を命じるとともに、その他の関係者に対しても税務調査を命じた。

(2) Z上席、a上席、b上席、d上席及びe調査官らは、平成19年10月2日から平成20年6月11日にかけて、乙及び原告の子である丁が居住する入間市所在の原告名義の自宅（入間宅）や狭山市所在の申告書記載の住所地（狭山宅）に臨場し、原告と面会しようとしたものの、いずれの日も原告が不在であり面会することができなかったため、並行して、原告の取引先金融機関や本件各店舗の仕入先、賃貸人等の関係者に対する反面調査や戊に対する別件調査を行うなどした。

(3) Z上席らによる再三にわたる協力要請にもかかわらず、原告が本件調査に全く応じることなく、帳簿書類等の検査に基づく調査を行うことができなかったことから、所沢税務署長は、原告が帳簿書類等を提示しなかったとして、やむを得ず、反面調査により把握した資産の増減額、負債の増減額及び生活費等の調整項目に係る加減算額を加味して所得金額を算定する方法（資産負債増減法）により原告の所得金額を算定し、平成20年6月26日付けで、本件各処分を行った。

#### 2 争点(1)（本件4店舗に係る事業所得が原告に帰属するか）

(1) 本件各店舗のうち、B及びCの経営主体が原告であり、同2店舗に係る事業所得が原告に帰属することについては当事者間に争いが無い。以下、本件4店舗につき検討する。

#### (2) Dについて

ア(ア) クレジットカード加盟店契約の状況等

Dについては、原告名義、E名義（代表者氏名原告）、D（f）名義、g名義などでh株式会社、i株式会社、j株式会社及び株式会社kとの間でクレジットカード加盟店契約が締結されている。（乙48）

かかるカード売上げの振込先口座は、原告名義預金（別表3の順号3及び8）、g名義

預金（別表3の順号24）及びf名義預金（別表3の順号29）が登録されている（乙48）。これらの預金は、後記3(3)イ(ア)のとおり、いずれも原告に帰属するものと認められる。

(イ) 仕入れ先との関係

本件各店舗における酒類等の仕入れはいずれも株式会社m（m）であるところ、平成19年10月16日及び同月24日に行われたmに対する反面調査において、経理担当者及び営業担当者が、本件各店舗の請求書は店舗ごとに作成しているが、Eの店舗所在地にまとめて郵送していること、領収書は店舗ごとに発行するが、支払はB名の振込みで一括して行われていること、従前はB又はEの店舗へ行き本件各店舗分をまとめて集金していたが、平成19年4月ころから上記の一括振込みになったこと等を申し述べた。（乙37）

そうすると、本件各店舗における仕入代金は、Bの経営者である原告が一括で支払っており、Dの仕入代金も原告が支払っているものと認められる。

(ウ) 店舗火災保険の契約・支払等の状況

店舗火災保険の契約者は原告であり、保険料は原告名義預金（別表3の順号6）の口座から引き落とされている。（乙48）

(エ) 店舗電話の契約・支払等の状況

店舗電話は2回線契約しており、契約者はいずれも原告の母親である乙である。

a うち1回線の料金は、平成16年11月15日までは乙名義預金（別表3の順号14）、同年12月15日から平成18年5月15日まではg名義預金（別表3の順号24）から引き落とされ、同年9月6日から同年11月9日までは現金で支払われ、同年12月15日からはf名義預金（別表3の順号29）から引き落とされている。請求書等の送付先は、原告である。

b もう1回線の料金は、平成16年11月15日までは乙名義預金（別表3の順号14）、同年12月15日から平成19年7月17日まではg名義預金（別表3の順号24）、同年8月15日から同年11月15日までは原告名義預金（別表3の順号5）、同年12月17日からはf名義預金（別表3の順号29）から引き落とされている。請求書等の送付先は、Dである。

（以上、乙48）

(オ) 営業許可申請者

Dの営業許可申請者は、乙である。（乙48）

(カ) 乙の申立て

乙は、平成20年4月23日の面接において、Dは昭和62年に乙が開業したが、乙の夫が死亡した平成10年ころからDの経営には関わっておらず、店の経営や売上げの管理も原告に任せるようになった、生活費は自分の年金のほか足りない分を原告から受け取っている旨申し立てた。（乙37）

(キ) 原告の兄である戊の申立て

戊は、乙は平成10年9月に夫（戊の父）が亡くなったことで精神的に不安定となり、同月以降は原告がDを経営していた旨申し立てた。（乙53の2）

イ 以上のとおり、Dのカード売上げは原告が管理し、仕入れは本件各店舗の仕入代金を一括で原告が支払っていること、店舗火災保険の契約者及び支払者とも原告であること、平成1

0年ころから乙はDの経営には携わっていないこと、店舗電話料金の支払も原告が行っていたといえることからすれば、Dの経営主体は原告であると認められ、同店舗に係る事業所得は原告に帰属するものと認めるのが相当である。

ウ これに対し、原告は、Dの経営主体は乙であって原告ではないと主張する。しかし、原告は、同店舗について、原告名義、E名義（代表者氏名原告）、D（f）名義、g名義でクレジットカード加盟店契約が締結され、カード売上げの振込先口座が、原告名義預金、g名義預金及びf名義預金とされていること、店舗火災保険の契約者及び支払者が原告であること並びに電話料金がg名義預金、f名義預金又は原告名義預金から引き落とされていることについて、何ら合理的な説明をしていないのであるから、原告の主張は採用することができない。

(3) Eについて

ア(ア) クレジットカード加盟店契約の状況等

Eについては、原告名義、E名義（代表者氏名原告）、K名義、L名義などで、h株式会社、i株式会社、j株式会社、株式会社n及び株式会社kとの間でクレジットカード加盟店契約が締結されている。（乙48）

かかるカード売上げの振込先口座は、原告名義預金（別表3の順号3）、L名義預金（別表3の順号26）及びK名義預金（別表3の順号27）が登録されている（乙48）。これらの預金は、後記3(3)イ(ア)のとおり、いずれも原告に帰属するものと認められる。

(イ) 仕入れ先との関係

Eの仕入代金は、前記(2)ア(イ)記載のとおり、原告が支払っている。

(ウ) 店舗火災保険の契約・支払等の状況

店舗火災保険の契約者は原告であり、保険料は原告名義預金（別表3の順号6）の口座から引き落とされている。（乙48）

(エ) 店舗電話の契約・支払等の状況

店舗電話は、契約者は原告であり、料金の支払は平成13年6月24日までは現金、同年7月25日から平成16年12月27日までは原告名義預金（別表3の順号3）、平成17年1月25日から平成18年5月25日まではK名義預金（別表3の順号27）、同年9月21日から同年11月20日までは現金、同年12月25日からはL名義預金（別表3の順号26）から引き落とされている。請求書等の送付先は、原告である。（乙48）

(オ) 店舗の賃貸借関係

店舗の賃貸人であるpは、平成19年10月19日の面接において、賃借人の名義は、平成11年7月ころは乙、平成16年1月からK、平成17年1月からLに変更されているが、賃貸借契約を締結する際には、原告が必ず同席しており、賃料の支払も原告名義で振り込まれている旨申し立てた。（乙37）

(カ) 営業許可申請者

Eの営業許可申請者は、原告である。（乙48）

イ 以上のとおり、カード売上げは原告が管理し、仕入れは本件各店舗の仕入代金を一括で原告が支払っていること、店舗火災保険の契約者及び支払者とも原告であること、店舗電話料金の支払も原告が行っているといえること、店舗の賃貸借契約の際に原告が同席し、賃料も契約書上の賃借人でない原告が支払うなど、実質的には原告が賃借人であるといえることか



らすれば、Eの経営主体は原告であると認められ、同店舗に係る事業所得は原告に帰属すると認めるのが相当である。

ウ これに対し、原告は、Eの経営主体はK及びLであって原告ではないと主張する。しかし、原告は、同店舗について、原告名義でクレジットカード加盟店契約が締結され、カード売上げの振込先口座が、原告名義預金とされていること、店舗火災保険の契約者及び支払者が原告であること並びに店舗電話の契約者が原告であり、料金が原告名義預金から引き落とされていることについて、何ら合理的な説明をしていないのであるから、原告の主張は採用することができない。

(4) Fについて

ア(ア) クレジットカード加盟店契約の状況等

Fについては、戊名義、M名義、L名義などで、h株式会社、i株式会社、j株式会社、株式会社k及びq株式会社との間でクレジットカード加盟店契約が締結されている。(乙48)

かかるカード売上げの振込先口座は、戊名義預金(別表3の順号21)、M名義預金(別表3の順号25)及びL名義預金(別表3の順号26)が登録されている(乙48)。これらの預金は、後記3(3)イ(ア)のとおり、いずれも原告に帰属するものと認められる。

(イ) 仕入れ先との関係

Fの仕入代金は、前記(2)ア(イ)記載のとおり、原告が支払っている。

(ウ) 店舗火災保険の契約・支払等の状況

店舗火災保険の契約者は原告であり、保険料は原告名義預金(別表3の順号6)の口座から引き落とされている。(乙48)

(エ) 店舗電話の契約・支払等の状況

店舗電話は、契約者は戊であり、料金は平成17年2月10日までは戊名義預金(別表3の順号21)、同年3月10日からM名義預金(別表30順号25)から引き落とされている。請求書等の送付先は、原告である。(乙48)

(オ) 営業許可申請者

Fの営業許可申請者は、戊である。(乙48)

(カ) 戊の申立て

戊は、平成12年10月以降Fの経営には全く関わっていない、平成12年9月までFと同じ場所でrという屋号で飲食業を営んでいたが、経営がうまくいかなかったことから店をMに譲った、店の引落口座として使用していたQ信用金庫入曾支店の戊名義の普通預金(口座番号 )の通帳と印鑑をMに渡したが、平成14年2月6日の改印届は、改印されている印鑑は原告のものであることから、原告が経営に関わっている可能性がある旨申し立てた。(乙52の2)

イ 以上のとおり、カード売上げは原告が管理し、仕入れは本件各店舗の仕入代金を一括で原告が支払っていること、店舗火災保険の契約者及び支払者とも原告であること、店舗電話料金の引落し口座等に照らすと原告が同料金の支払を行っているといえること等からすると、経営者が原告であるB、C、D及びEと同一経営であるということができ、これらの事情を総合すれば、Fの経営主体は原告であると認められ、同店舗に係る事業所得は原告に帰属するものと認めるのが相当である。

ウ これに対し、原告は、Fの経営主体はMであって原告ではないと主張する。しかし、原告は、同店舗について、戊名義やL名義でクレジットカード加盟店契約が締結され、カード売上げの振込先口座が、戊名義預金やL名義預金とされていること、店舗火災保険の契約者及び支払者が原告であること、平成14年2月6日の改印届において、通帳届出印が原告の印鑑に変更されたことについて、何ら合理的な説明をしていないのであるから、原告の主張は採用することができない。

(5) Gについて

ア(ア) クレジットカード加盟店契約の状況等

Gについては、G(O)名義、N名義、O名義などで、h株式会社、j株式会社、株式会社n及びq株式会社との間でクレジットカード加盟店契約が締結されている。(乙48)

かかるカード売上げの振込先口座は、N名義預金(別表3の順号22)及びO名義預金(別表3の順号30)が登録されている(乙48)。これらの預金は、後記3(3)イ(ア)のとおり、いずれも原告に帰属するものと認められる。

(イ) 仕入れ先との関係

Gの仕入代金は、前記(2)ア(イ)記載のとおり、原告が支払っている。

(ウ) 店舗火災保険の契約・支払等の状況

店舗火災保険の契約者は原告であり、保険料は代理店が集金している。(乙48)

(エ) 店舗電話の契約・支払等の状況

店舗電話は、契約者は原告であり、料金は平成14年1月17日までは現金で支払われ、平成14年10月25日から平成16年12月27日まではN名義預金(別表3の順号22)、平成17年1月25日から平成18年6月26日まではK名義預金(別表3の順号28)から引き落とされ、同年9月21日から同年10月26日までは現金で支払われ、同年11月27日からはO名義預金(別表3の順号30)から引き落とされている。請求書等の送付先は、原告である。(乙48)

(オ) 営業許可申請者

「H」の営業許可申請者はN、「G」の営業許可申請者はOである。(乙48)

イ 以上のとおり、カード売上げは原告が管理し、仕入れは本件各店舗の仕入代金を一括で原告が支払っていること、店舗火災保険の契約者は原告であること、店舗電話の契約者は原告であり、電話料金の引き落とし口座に照らすと原告が同料金の支払を行っているものといえることからすると、経営者が原告であるB、C、D、E及びFと同一経営であるということができ、これらの事情を総合すれば、Gの経営主体は原告であると認められ、同店舗に係る事業所得は原告に帰属するものと認めるのが相当である。

ウ これに対し、原告は、屋号が「H」の時期の経営主体はN、「G」の時期の経営主体はOであって、いずれも原告ではないと主張する。しかし、原告は、店舗火災保険の契約者が原告であること、店舗電話の契約者が原告であることについて、何ら合理的な説明をしていないのであるから、原告の主張は採用することができない。

(6) また、原告は、仕入れは値引きを受けるために他の経営者と共同で一括して行っていただけである旨主張し、これに沿う原告の本人供述もあるが、原告がD等の店舗の経営主体でないのであれば、購入代金の精算に関しては詳細に取決めがなされているのが普通であるにもかか

ならず、原告は、本人尋問において、かかる事実について、「仕入れの代金というのは各々の経営者が持ってきて、で、一括で集めて、酒屋が集金に来るんで、そのまま払うという形です。」などとあいまいな供述しかしていないことに鑑みれば、原告の供述は不合理であって信用することができない。また、原告は、他の経営者に頼まれて預金の出入金手続を代行していたにすぎない旨主張し、これに沿う原告の本人供述もあるが、各店舗の収入及び支出が店舗ごとに分別管理されていたとは認め難く、むしろ後記3(3)イ(ア)の各預金の出入金状況からすると、原告が預金を一元的に管理していたことが推認されるのであって、原告の供述は信用することができない。

(7) 以上によれば、本件4店舗に係る事業所得は、いずれも原告に帰属するものと認められる。

### 3 争点(2) (本件各更正処分の適法性) について

(1) 税務署長が所得税の更正又は決定をする場合、その者の財産等の増減状況や、事業の規模等により、所得の金額又は損失の金額を推計して、これをすることができるとされ(所得税法156条)、いわゆる推計課税の方法が認められている。かかる推計課税は、実額調査を行うことができない場合の補充的代替手段として認められる例外的な認定方法であることからすれば、推計の方法は実際の所得に近似した数値を算出し得る合理的なものでなければならず、また、当該方法により推計するに当たって推計の基礎となる事実が正確に把握されていることが必要であると解すべきである。

#### (2) 推計方法の選択の合理性について (争点(2)ア)

ア 本件における原告の事業所得の推計方法は、原告の期首及び期末における各種の資産及び負債を集計して、期首純資産の額と期末純資産の額を算定し、その差額、すなわち、期中の純増加額をもって所得金額とするというものであり、いわゆる資産負債増減法に該当する。

この方法においては、納税者の当該年における期末純資産額と期首純資産額との差額(純資産増加額)に、調整項目加算額として生活費や租税公課等に相当する金額を加えた上、調整項目減算額として預金利息等事業所得以外の所得に係る金額及び非課税所得等に相当する金額を控除して、当該年における納税者の所得金額を推計することとなる。

イ かかる推計方法は、資産等の増減が、当該期間の収入、支出及び損失等を反映した結果といえること、調整項目による調整がされていることから、真実の所得金額に近似する蓋然性が高いものといえることができ、推計方法として合理性があるといえる。

ウ これに対し、原告は、本件においては仕入金額を基に同業者比率法により推計するのが相当であり、資産負債増減法には推計方法としての合理性はないと主張する。しかし、同業者比率法と資産負債増減法との間に推計方法として優劣があるとは認められず、課税庁としては、事案に即して適切な推計方法を採用することができるというべきである。そして、原告が本件調査に全く応じず、帳簿書類等の備付・保存も行っていないこと(甲120)から、所沢税務署長が本件各店舗の売上金額又は仕入金額のいずれも確実に把握できなかったことに鑑みれば、本件において同業者比率法を用いることは必ずしも合理的な推計方法ではなく、一方、資産負債増減法を採用したこと自体が合理性を欠くというような事情も窺われないのであるから、原告の主張は採用することができない。

#### (3) 推計の基礎事実の正確性について (争点(2)イ)

ア そこで、次に、推計の基礎となる事実が正確に把握されているか否かにつき検討する。

イ 本件において、推計の基礎となる本件各係争年分に係る原告の資産、負債の各科目の期首

及び期末の金額並びに、調整項目加算額及び同減算額の各科目の金額は、別表2-1「平成13年分の事業所得の金額」ないし別表2-7「平成19年分の事業所得の金額」の各欄記載のとおりと認められる。詳細は以下のとおりである。

(ア) 資産項目

a 普通預金科目

証拠(乙71ないし79)によれば、普通預金科目に係る内訳は、別表3記載のとおりと認められる。なお、上記預金のうち、原告以外の名義による預金については、次のとおり、いずれも原告に帰属するものと認めるのが相当である。

(a) 乙名義の普通預金(別表3の順号11ないし15)について

証拠(乙37、50)によれば、乙は、原告の父親が亡くなった平成10年ころからDの経営を退き、本件各店舗の経営には関わっていないこと、本件各係争年分における乙の収入は年金収入のみで、乙名義の預金の原資となるような収入はないこと、乙自身も預金は年金が入金されるP信用金庫入間支店の乙名義の普通預金と当該預金から振り替えた定期預金のみでほかに預金はない旨申し述べていること、現金出金あるいは原告名義口座から振替入金した際の払戻請求書等の筆跡は原告のものであることが認められる。このことからすれば、乙名義の普通預金は原告に帰属するものと認めるのが相当である。

これに対し、原告は、乙名義の預金は乙が相続した夫(T)の遺産3700万円程度や生命保険金1200万円を預金したものであり乙に帰属する旨主張し、乙の陳述書(甲11)においても、乙は、上記の遺産や生命保険金をしばらく現金で持っていた後、一部を上記預金に預けた旨の記載がある。しかし、Tの遺産や生命保険金の存在等について、多額であるにもかかわらず乙の供述を裏付ける客観的証拠はない上、Tが死亡したのは平成10年9月である(乙53の2)ところ、別表3の順号11ないし15のとおり、その後2年以上が経過した平成13年以降においてもその一部ずつを乙名義の預金に預けたというのは不可解であって信用できず、原告の上記主張は採用することができない。

(b) 丁名義の普通預金(別表3の順号16ないし18)について

丁名義の普通預金のうち、別表3の順号16及び18の預金が原告に帰属することについては、当事者間に争いがない。

そこで、別表3の順号17の預金について検討するに、証拠(乙3ないし7、50)によれば、原告の子である丁は、平成15年4月3日生まれであること、原告の扶養親族として原告の確定申告書に記載されていることが認められる。このことからすれば、丁は本件各係争年分当時就学前であり、預金の原資となるような収入はないことが明らかであって、また、平成15年5月に丙と離婚した後は原告一人で丁を扶養しているものといえるから、丁名義の普通預金は原告に帰属すると認めるのが相当である。

原告は、上記預金は丁のもらったお年玉等を預金したものであって丁に帰属すると主張するが、証拠(乙64)によれば、同口座には、同口座の預金から生じた利息(別表16の順号17)と、同じS銀行入間支店の丁名義の定期預金(別表4の順号131)の利息(別表16の順号161)が入金されていることが認められ、他方、お年

玉が入金されたといえるような取引履歴は見当たらないのであるから、原告の主張は採用することができない。

(c) 丙名義の普通預金（別表3の順号19及び20）について

丙名義の普通預金が原告に帰属することについては当事者間に争いが無い。

(d) 戊、N、t、g、M、L、K、f及びO名義の普通預金（別表3の順号21ないし30。以下「本件従業員等名義預金」という。）について

証拠（乙51）によれば、本件従業員等名義預金は、本件各店舗から生じたクレジットカードによる売上げが入金されるか、又は本件各店舗の経費の引落口座として設定されていること、原告が、本件調査の着手後である平成19年10月29日、本件従業員等名義口座の預金の大部分を引き出し、その一部を原告名義の預金口座に入金したことが認められる。これらの事実と、前記2で認定したとおり本件各店舗の経営主体はいずれも原告であると認められることを併せ考えれば、本件従業員等名義預金はいずれも原告に帰属すると認めるのが相当である。

b 定期預金科目

証拠（乙71ないし74、76ないし79）によれば、定期預金科目に係る内訳は、別表4記載のとおりであると認められる。なお、上記預金のうち、原告以外の名義による預金については、次のとおり、いずれも原告に帰属するものと認めるのが相当である。

(a) 乙名義の定期預金（別表4の順号48ないし129）について

前記a(a)で述べたところと同様、乙が本件各係争年分には収入は年金収入のみで上記預金の原資となるような収入はないことに加え、一部の印鑑は原告の届出印と同一であり、定期貯金印鑑届兼管理票や解約時の預金証書等の筆跡は原告の筆跡のものと認められること（乙50）を併せ考えると、乙名義の定期預金は原告に帰属すると認めるのが相当である。

(b) 丁及び丙名義の定期預金（別表4の順号130ないし145）について

丁及び丙名義の定期預金が原告に帰属することについては、当事者間に争いが無い。

(c) 戊、I及びJ名義の定期預金（別表4の順号146ないし168）について

証拠（乙50、52、53（各枝番を含む。））によれば、戊は、本件調査において、①原告から名義を貸して欲しいと頼まれて戊の健康保険証のコピーを渡した、②S銀行新狭山支店の戊及びI名義の定期預金は、戊の住宅借入金の借換えのために原告に依頼して戊とI名義にしてもらったものであるが、戊が勝手に解約できないよう原告の印鑑を借りて設定している、③y農業協同組合水富支店の戊及びI名義の定期貯金は、最終的に同支店で借換えを行ったために設定したものであり、いずれも原告の預金である旨申し述べたこと、かかる戊の申述に沿うように、戊、I及びJ名義の定期預金はいずれも原告と同一の印鑑が使用されているため、戊が自由に解約等を行うことができず、預金の解約状況をみても、原告の預金と同時に解約され、解約時の預金証書の筆跡も原告のものであることが認められる。

これらの事実からすれば、戊、I及びJ名義の定期預金はいずれも原告に帰属すると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、上記定期預金はいずれも戊が原告から貸付けを受けた金銭などを原資として預金するなどしたものであって原告は手続を代行したにすぎないと

主張し、これに沿う戊の陳述書及び証言（甲12、証人戊）も存在する。しかし、戊は、戊、I及びJ名義の定期預金を開設した金融機関や口座数等、自己の預金口座であれば当然に把握しているはずの事項について、証人尋問においてあいまいな証言に終始しているのであり、かかる証言状況に照らせば、戊の上記陳述書及び証言は信用することができない。そして、他にこれを認めるに足る証拠もないから、原告の上記主張は採用することができない。

c 定期積金科目

証拠（乙76、77）によれば、定期積金科目に係る内訳は、別表5記載のとおりであると認められる。なお、上記定期積金のうち、原告以外の名義による預金については、次のとおり、いずれも原告に帰属するものと認めるのが相当である。

(a) 乙名義の定期積金（別表5の順号15ないし58）について

前記a(a)で述べたところと同様、乙が本件各係争年分には収入は年金収入のみで上記預金の原資となるような収入はないことに加え、解約時の定期積金証書の筆跡は原告の筆跡のものと認められること（乙50）を併せ考えると、乙名義の定期積金は原告に帰属すると認めるのが相当である。

(b) 丁名義の定期積金（別表5の順号59ないし61）について

丁名義の定期積金が原告に帰属することについては、当事者間に争いが無い。

(c) 戊、I及びJ名義の定期積金（別表5の順号62ないし75）について

前記b(c)で述べたところと同様、本件調査時の戊の申述に加え、上記定期積金についていずれも原告と同一の印鑑が使用されていること、解約時の定期積金証書の筆跡は原告のものと認められること（乙50）などを併せ考えると、戊、I及びJ名義の定期積金はいずれも原告に帰属すると認めるのが相当である。

d 貸付金科目

証拠（乙54）によれば、貸付金科目の金額は、戊に対する貸付金の残高であり、本件各係争年分の内訳は、別表6記載のとおりと認められる。

これに対し、原告は、原告が有している貸付金は戊に対するものだけでなく、パブスナックの従業員などにも金銭を貸し付けており、平成13年から平成19年の間にも返済を受けていると主張し、これに沿う㊸の借用書（甲14）も存在する。しかし、上記借用書記載の貸付けが現にされ、返済あるいは支払催告が行われたことについて具体的に明らかにされていないのであって、従業員との間で作成された同借用書をもって直ちに原告の㊸に対する貸付金の存在を認めることは困難である。そして、他に原告から㊸が貸付金を受け取ったことを認めるに足る証拠はないから、原告の上記主張は採用することができない。

また、戊に対する貸付金の額については、戊は、平成11年頃には原告からの借金が合計3800万円になった旨供述し（甲12）、平成11年11月22日付けの戊の借用書（甲13）にも、戊が原告から3800万円を借用する旨の記載があるものの、多額の金銭が現に授受され、返済あるいは支払催告が行われたことについて具体的に明らかにされていない。一方、証拠（乙52の1、乙54）によれば、戊は、本件調査において、原告から平成15年3月ころ800万円くらい、平成18年4月ころ2200万円くらいの計3000万円くらいを借り、平成18年4月ころ400万円くらいを返し

たので、現在は2600万円くらい残っている旨申し述べており、かかる申述に沿うように、平成15年5月6日に戊名義の普通預金口座に800万円が入金され、平成18年4月5日には戊名義の普通預金口座に1000万4840円、200万0967円、1000万4840円が入金され、銀行への借入金を返済した後の残金401万7300円を解約して現金出金していることが認められる。これらの事実からすれば、戊に対する貸付金の額については、別表6のとおりと認めるのが相当である。

e 土地科目

証拠(乙55の1、2)によれば、土地科目の金額は、狭山宅及び入間宅の土地の固定資産税評価額であり、本件各係争年分の内訳は、別表7記載のとおりと認められる。

f 建物科目

証拠(乙55の1、3)によれば、建物科目の金額は、狭山宅及び入間宅の建物の固定資産税評価額であり、本件各係争年分の内訳は、別表8記載のとおりと認められる。

g 車両科目

証拠(乙56)によれば、車両科目の金額は、原告が非事業用として平成13年中に購入したW(本件車両)の取得価額であり、本件各係争年分の内訳は、別表9記載のとおりと認められる。

これに対し、原告は、本件車両の購入代金のうち150万円は、原告が以前に乗っていた車の下取りにより支払ったものである旨主張し、これに沿う原告の供述(甲120)及び「甲様から現金350万と買い取り店から150万の入金になります」との記載のある新車受注明細票(甲10)も存在する。しかし、証拠(乙62)によれば、U株式会社狭山店において本件車両の販売を担当した⑩副課長は、実際には下取りの事実は存在しないにもかかわらず、原告からの依頼により、同店で保管していた新車受注明細票の営業所控えのコピーをとり、原告に言われるままに上記文言を記載して社判を押印したものである旨申し述べたことが認められるところ、かかる申述は、上記甲10のコピー元となった新車受注明細票の営業所控え(乙63)には上記文言の記載及び社判の押印がないこと、同社においては、下取車があった場合には新車受注明細票の「下取車明細」欄に記載がされる(乙62)はずであるのに、上記新車受注明細票の同欄には記載がないこと(甲10、乙63)に照らせば、信用できる。そうすると、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 負債科目(借入金科目)

証拠(乙56)によれば、借入金科目の金額は、原告が◎株式会社から借り入れた借入金の残高であり、本件各係争年分の内訳は、別表10記載のとおりと認められる。

(ウ) 調整項目加算額

a 消費支出科目

消費支出科目の金額は、総務省統計局発行の「家計調査年報(個人営業世帯)」の第1-1表「都市階級・地方・都道府県庁所在地別1世帯当たりの1か月間の収入支出(全国)」に記載されている金額のうち、世帯人員別1世帯当たりの年平均1か月間の消費支出金額に基づき算出した金額であり、証拠(乙57の1ないし7)によれば、本件各係争年分の内訳は、別表11記載のとおりと認められる。

b 租税公課科目

租税公課科目の金額は、原告に帰属すると認められる普通預金口座から振替のあった所得税、市県民税及び固定資産税の金額であり、証拠（乙58）によれば、本件各係争年分の内訳は、別表12記載のとおりと認められる。

c 国民健康保険税科目

国民健康保険税の金額は、原告及び扶養親族に係る金額であり、証拠（乙58）によれば、本件各係争年分の内訳は、別表13記載のとおりと認められる。

d 割賦手数料科目

割賦手数料科目の金額は、前記(イ)の借入金に係る割賦手数料の金額であり、証拠（乙56）によれば、本件各係争年分の内訳は、別表14記載のとおりと認められる。

e 生命保険等支払額科目

証拠（乙59）によれば、生命保険等支払額科目の金額は、別表15記載のとおりと認められる。

(エ) 調整項目減算額

a 預金利息科目

証拠（乙71ないし79）によれば、預金利息科目の金額は、前記(ア) a ないし c で認定したとおり原告に帰属すると認められる預金等について、原告が支払を受けた利息であり、その内訳は別表16記載のとおりと認められる。

b 貸付金回収額科目

証拠（乙54）によれば、貸付金回収額に係る内訳は、別表17記載のとおりと認められる。

これに対し、原告は、原告が貸付金の返済を受けているのはXからだけではない旨主張する。しかし、原告は、この点について具体的な主張をしておらず、X以外の者から返済を受けたことを認めるに足りる証拠はないから、上記主張は採用することができない。

c その他の収入科目

証拠（乙60）によれば、その他の収入科目の金額は、別表18記載のとおりと認められる。

d 生命保険金等受領額科目

生命保険等受領額科目の金額は、前記(ウ) e に係る生命保険金等受領額であり、証拠（乙59）によれば、別表19記載のとおりと認められる。

これに対し、原告は、これらの生命保険等受領額のうち、Y保険（別表19の順号2）は乙が加入しているものであり、原告はその保険金を受領していない旨主張する。しかし、証拠（乙78）によれば、同Y保険の保険料は、前記(ア) a (a) で認定したとおり原告に帰属すると認められる乙名義の通常貯金（別表3の順号11）から引き落とされており、また、受領した保険金も同貯金に入金されていることが認められ、このことからすれば、原告の主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、本件各更正処分の基礎とされた推計方法には一応の合理性があると認められ、推計の基礎事実の把握の正確性を減殺する特段の反証はなく、当該推計の方法によって算出された金額を本件各係争年分の原告の事業所得の金額として認めることが相当であるといえる。



そうすると、別表2-1「平成13年分の事業所得の金額」ないし別表2-7「平成19年分の事業所得の金額」の各「事業所得の金額」欄記載のとおり、本件各係争年分の原告の事業所得の金額は、平成13年分については4208万7627円、平成14年分については4211万4805円、平成15年分については2277万6502円、平成16年分については1959万2636円、平成17年分については1302万6240円、平成18年分については2514万5654円、平成19年分については1209万3719円であったと認められる。

- (5) これに対し、原告は、バブル景気の頃に得た多額の収入を蓄え、数千万円の現金を自宅にタンス預金として保管し、かかるタンス預金を平成10年ころから平成20年ころにかけて少しずつP信用金庫やQ信用金庫において定期預金・定期積金にしていたとして、これに対応する預金等の増額は本件各係争年分の原告の所得ではないという趣旨の主張をし、これに沿う原告の陳述書及び供述（甲120、原告本人）も存在する。

しかし、原告がバブル景気の頃に多額の収入を得て、これを多額のタンス預金として保管していたという供述内容自体、不自然であったやすく信用できるものではなく、これを裏付ける客観的な証拠はない。原告自身、タンス預金の金額等についてあいまいな供述に終始していることからすれば、原告の供述は裏付けに乏しいものであって信用できない。

- (6) また、原告は、一店舗の売上げは多いときで年1500万円弱、少ないときで900万円強であり、ここからさらに賃料・人件費・仕入れ等の経費が引かれるので、原告の所得が4000万円を超えることなどあり得ないと主張して、B及びCの平成14年以降の「お会計票」（甲17ないし116）を提出する。しかし、前記2で認定したとおり、本件各店舗はいずれも原告が経営主体であって、かかる6店舗から発生する所得が原告の事業所得となるものであり、これらのうちB及びCのみに係る売上げの額をもって、原告の事業所得の推計が実態とかけ離れた不合理なものであるということはできない。さらに、「お会計票」は備付が必要な会計帳簿にあらず、B及びCにおける売上げを正確に示すものとは認め難いのであって、同種店舗での平均的売上げを示すものとしても採用することはできない。したがって、「お会計票」（甲17ないし116）によっては、本件において合理的に選択された資産負債増減法による事業所得の推計が覆されるものではない。

- (7) 以上によれば、原告の本件各係争年分の納付すべき税額は、別紙「本件各処分の根拠」の第1の1ないし7のとおり、平成13年分については1215万6200円、平成14年分については1204万3500円、平成15年分については493万5300円、平成16年分については535万0600円、平成17年分については200万3900円、平成18年分については616万9500円、平成19年分については198万5400円であったと認められ、これらの金額は、本件各更正処分（異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの。）における納付すべき税額をいずれも上回るから、本件各更正処分はいずれも適法である。

#### 4 争点(3) (本件各賦課決定処分の適法性) について

##### (1) 重加算税について

前記3のとおり、本件各処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各係争年分に係る所得税の確定申告において、本件各店舗に係る事業から生じた所得について、本件従業員等名義預金を利用し、原告名義の口座と併せて多数の口座に分散してカード売上げを入金し、本件

各店舗に係る売上げを原告の売上げではないかのように装うのみならず、本件4店舗の経営者が原告ではないかのように装い、BとCのみを経営していたとして、所得金額を過少に記載した内容虚偽の申告書を提出していたものである。かかる原告の行為は、通則法68条1項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するから、原告には重加算税が課されることとなる。

原告に課されるべき本件各係争年分の所得税の重加算税の額は、別紙「本件各処分の根拠」の第2の1(1)ないし(7)のとおり、平成13年分が423万1500円、平成14年分が414万4000円、平成15年分が175万3500円、平成16年分が167万6500円、平成17年分が59万5000円、平成18年分が199万8500円及び平成19年分が62万6500円と認められる。

(2) 過少申告加算税（平成16年分）について

前記3のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告は平成16年の所得税について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、このことにつき通則法65条4項に規定する正当な理由があったということはできないので、原告には過少申告加算税が課されることとなる。

原告に課されるべき平成16年分の所得税の過少申告加算税の額は、別紙「本件各処分の根拠」の第2の2のとおり、3万4000円と認められる。

(3) 以上によれば、原告に課されるべき本件各係争年分の所得税の重加算税の額及び平成16年分の過少申告加算税の額は、本件各賦課決定処分（異議決定及び審査裁決により一部取り消された後のもの。）における重加算税及び過少申告加算税の金額といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

第4 結論

以上のとおりであるから、本件各処分はいずれも適法であり、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 原 啓一郎

裁判官 古河 謙一

裁判官 高部 祐未

別表 1 - 1

## 課税処分等の経緯（平成13年分）

（単位：円）

項目		区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
			平成14年3月13日	平成20年6月26日	平成20年7月22日	平成20年10月22日	平成20年11月18日	平成21年11月16日
所得金額	事業所得の金額		4,186,894	44,260,004		42,151,546		42,071,546
	一時所得の金額		—	—		—		—
	雑所得の金額		—	—		—		—
	計（総所得金額）		4,186,894	44,260,004		42,151,546		42,071,546
所得控除額	社会保険料控除の額		463,800	429,800		429,800		429,800
	生命保険料の額		50,000	50,000		50,000		50,000
	損害保険料の額		15,000	15,000		15,000		15,000
	配偶者控除の額		—	—		—		—
	扶養控除の額		—	380,000	一部取消し	380,000	一部取消し	380,000
	基礎控除の額		380,000	380,000		380,000		380,000
	計（所得控除の合計額）		908,800	1,254,800		1,254,800		1,254,800
課税総所得金額			3,278,000	43,005,000		40,896,000		40,816,000
算出税額			327,800	13,421,850		12,641,520		12,611,920
定率減税額			65,560	250,000		250,000		250,000
申告納税額			262,200	13,171,800		12,391,500		12,361,900
予定納税額			211,600	211,600		211,600		211,600
納付すべき税額			50,600	12,960,200		12,179,900		12,150,300
重加算税の額				4,515,000	全部取消し	4,242,000	全部取消し	4,231,500

別表1-2

## 課税処分等の経緯（平成14年分）

（単位：円）

項目		区分		更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		確定申告	更正処分					
		平成15年3月11日	平成15年5月2日	平成20年6月26日	平成20年7月22日	平成20年10月22日	平成20年11月18日	平成21年11月16日
所得金額	事業所得の金額	3,968,777	3,968,777	42,763,875	一部取消し	42,114,805	一部取消し	42,104,805
	一時所得の金額	—	—	—		—		—
	雑所得の金額	—	—	—		—		—
	計（総所得金額）	3,968,777	3,968,777	42,763,875		42,114,805		42,104,805
所得控除額	社会保険料控除の額	421,700	421,700	431,700		431,700		431,700
	生命保険料の額	100,000	100,000	100,000		100,000		100,000
	損害保険料の額	15,000	15,000	15,000		15,000		15,000
	配偶者控除の額	380,000	380,000	380,000		380,000		380,000
	扶養控除の額	—	—	380,000		380,000		380,000
	基礎控除の額	380,000	380,000	380,000		380,000		380,000
	計(所得控除の合計額)	1,296,700	1,296,700	1,686,700		1,686,700		1,686,700
課税総所得金額		3,968,000	2,672,000	41,077,000		40,428,000		40,418,000
算出税額		463,600	267,200	12,708,490		12,468,360		12,464,660
定率減税額		92,720	53,440	250,000	250,000	250,000		
申告納税額		370,800	213,700	12,458,400	12,218,300	12,214,600		
予定納税額		174,800	174,800	174,800	174,800	174,800		
納付すべき税額		196,000	38,900	12,283,600	12,043,500	12,039,800		
重加算税の額				4,228,000	全部取消し	4,144,000	全部取消し	4,144,000

別表 1 - 3

## 課税処分等の経緯（平成15年分）

（単位：円）

項目		区分		異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		確定申告	更正処分等				
		平成16年3月9日	平成20年6月26日	平成20年7月22日	平成20年10月22日	平成20年11月18日	平成21年11月16日
所得金額	事業所得の金額	1,748,815	23,967,412	一部取消し	22,756,622	一部取消し	22,701,622
	一時所得の金額	—	—		—		—
	雑所得の金額	—	—		—		—
	計（総所得金額）	1,748,815	23,967,412		22,756,622		22,701,622
所得控除額	社会保険料控除の額	382,200	392,200		392,200		392,200
	生命保険料の額	100,000	100,000		100,000		100,000
	損害保険料の額	15,000	15,000		15,000		15,000
	配偶者控除の額	—	—		—		—
	扶養控除の額	380,000	760,000		760,000		760,000
	基礎控除の額	380,000	380,000		380,000		380,000
	計(所得控除の合計額)	1,257,200	1,647,200		1,647,200		1,647,200
課税総所得金額		491,000	22,320,000		21,109,000		21,054,000
算出税額		49,100	5,768,400	5,320,330	5,299,980		
定率減税額		9,820	250,000	250,000	250,000		
申告納税額		39,200	5,518,400	5,070,300	5,049,900		
予定納税額		142,400	142,400	142,400	142,400		
納付すべき税額		△103,200	5,376,000	4,927,900	4,907,500		
重加算税の額			1,914,500	全部取消し	1,760,500	全部取消し	1,753,500

（注）納付すべき税額欄の△印は、還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-4

## 課税処分等の経緯（平成16年分）

（単位：円）

項目		区分		異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		確定申告	更正処分等				
		平成17年3月11日	平成20年6月26日	平成20年7月22日	平成20年10月22日	平成20年11月18日	平成21年11月16日
所得金額	事業所得の金額	1,646,609	21,529,844	一部取消し	20,592,636	一部取消し	19,055,636
	一時所得の金額	—	3,750,000		3,750,000		3,750,000
	雑所得の金額	—	2,000		2,000		2,000
	計（総所得金額）	1,646,609	25,281,844		24,344,636		22,807,636
所得控除額	社会保険料控除の額	147,900	205,900		205,900		205,900
	生命保険料の額	100,000	100,000		100,000		100,000
	損害保険料の額	15,000	15,000		15,000		15,000
	配偶者控除の額	—	—		—		—
	扶養控除の額	760,000	760,000		760,000		760,000
	基礎控除の額	380,000	380,000		380,000		380,000
	計(所得控除の合計額)	1,402,900	1,460,900		1,460,900		1,460,900
課税総所得金額		243,000	23,820,000		22,883,000		21,346,000
算出税額		24,300	6,323,400		5,976,710		5,408,020
定率減税額		4,860	250,000	250,000	250,000		
申告納税額		19,400	6,073,400	5,726,700	5,158,000		
納付すべき税額		19,400	6,073,400	5,726,700	5,158,000		
過少申告加算税の額			34,000	34,000	34,000	34,000	
重加算税の額			1,995,000	全部取消し	1,876,000	全部取消し	1,676,500

別表 1 - 5

## 課税処分等の経緯（平成17年分）

（単位：円）

項目		区分		異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		確定申告	更正処分等				
		平成18年3月9日	平成20年6月26日	平成20年7月22日	平成20年10月22日	平成20年11月18日	平成21年11月16日
所得金額	事業所得の金額	1,325,622	12,023,820	一部取消し	棄却	一部取消し	棄却
	一時所得の金額	—	—				
	雑所得の金額	—	—				
	計（総所得金額）	1,325,622	12,023,820				
所得控除額	社会保険料控除の額	154,800	158,000				
	生命保険料の額	100,000	100,000				
	損害保険料の額	15,000	15,000				
	配偶者控除の額	—	—				
	扶養控除の額	760,000	760,000				
	基礎控除の額	380,000	380,000				
	計(所得控除の合計額)	1,409,800	1,413,000				
課税総所得金額		0	10,610,000				
算出税額		0	1,953,000				
定率減税額		0	250,000				
申告納税額		0	1,703,000				
納付すべき税額		0	1,703,000				
重加算税の額			595,000	全部取消し		全部取消し	

別表1-6

## 課税処分等の経緯（平成18年分）

（単位：円）

項目		区分		異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		確定申告	更正処分等				
		平成19年3月9日	平成20年6月26日	平成20年7月22日	平成20年10月22日	平成20年11月18日	平成21年11月16日
所得金額	事業所得の金額	1,644,521	25,368,650	一部取消し	25,135,007	一部取消し	23,972,007
	一時所得の金額	—	—		—		—
	雑所得の金額	—	—		—		—
	計（総所得金額）	1,644,521	25,368,650		25,135,007		23,972,007
所得控除額	社会保険料控除の額	146,400	148,400		148,400		148,400
	生命保険料の額	100,000	100,000		100,000		100,000
	損害保険料の額	15,000	15,000		15,000		15,000
	配偶者控除の額	—	—		—		—
	扶養控除の額	760,000	760,000		760,000		760,000
	基礎控除の額	380,000	380,000		380,000		380,000
	計(所得控除の合計額)	1,401,400	1,403,400		1,403,400		1,403,400
課税総所得金額		243,000	23,965,000		23,731,000		22,568,000
算出税額		24,300	6,377,050		6,290,470		5,860,160
定率減税額		2,430	125,000	125,000	125,000		
申告納税額		21,800	6,252,000	6,165,400	5,735,100		
納付すべき税額		21,800	6,252,000	6,165,400	5,735,100		
重加算税の額			2,180,500	全部取消し	2,149,000	全部取消し	1,998,500



別表 1 - 7

## 課税処分等の経緯（平成19年分）

（単位：円）

項目		区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
			平成20年3月17日	平成20年6月26日	平成20年7月22日	平成20年10月22日	平成20年11月18日	平成21年11月16日
所得金額	事業所得の金額		1,656,884	12,918,097		12,093,719		11,542,719
	一時所得の金額		—	—		—		—
	雑所得の金額		—	—		—		—
	計（総所得金額）		1,656,884	12,918,097		12,093,719		11,542,719
所得控除額	社会保険料控除の額		173,500	167,500	一部取消し	167,500	一部取消し	167,500
	生命保険料の額		100,000	100,000		100,000		100,000
	損害保険料の額		15,000	15,000		15,000		15,000
	配偶者控除の額		—	—		—		—
	扶養控除の額		760,000	760,000		760,000		760,000
	基礎控除の額		380,000	380,000		380,000		380,000
	計(所得控除の合計額)		1,428,500	1,422,500		1,422,500		1,422,500
課税総所得金額		228,000	11,495,000		10,671,000		10,120,000	
算出税額		11,400	2,257,350		1,985,430		1,803,600	
申告納税額		11,400	2,257,300		1,985,400		1,803,600	
納付すべき税額		11,400	2,257,300		1,985,400		1,803,600	
重加算税の額			784,000	全部取消し	689,500	全部取消し	626,500	

別表2-1 平成13年分の事業所得の金額

(単位：円)

区分		番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在
資産	普通預金	1	16,254,416	22,828,202
	定期預金	2	38,092,074	41,005,792
	定期積金	3	15,060,000	34,130,000
	貸付金	4	0	0
	土地	5	19,147,397	19,147,397
	建物	6	5,396,225	5,396,225
	車両	7	0	7,389,290
	計	8	93,950,112	129,896,906
負債	借入金	9	0	2,044,448
	計	10	0	2,044,448
純資産額 (8 - 10)		11	93,950,112	127,852,458
純資産増加額 (期末 - 期首)		12		33,902,346
調整項目加算額	消費支出		13	1,778,976
	非消費支出	租税公課	14	1,061,800
		国民健康保険税	15	429,800
		割賦手数料	16	21,230
		生命保険等支払額	17	5,228,526
	計		18	8,520,332
調整項目減算額	預金利息		19	118,152
	貸付金回収額		20	130,000
	その他の収入		21	33,909
	一時所得		22	0
	雑所得		23	0
	生命保険等受領額		24	52,990
	計		25	335,051
事業所得の金額 (12 + 18 - 25)		26		42,087,627

(注) 1 平成13年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成12年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳等は、別表3ないし19のとおりである。

別表2-2 平成14年分の事業所得の金額

(単位：円)

区分		番号	平成14年1月1日現在	平成14年12月31日現在
資産	普通預金	1	22,828,202	21,751,058
	定期預金	2	41,005,792	86,654,008
	定期積金	3	34,130,000	23,640,000
	貸付金	4	0	0
	土地	5	19,147,397	19,147,397
	建物	6	5,396,225	5,396,225
	車両	7	7,389,290	7,389,290
	計	8	129,896,906	163,977,978
負債	借入金	9	2,044,448	0
	計	10	2,044,448	0
純資産額 (8 - 10)		11	127,852,458	163,977,978
純資産増加額 (期末 - 期首)		12		36,125,520
調整項目加算額	消費支出		13	2,757,960
	非消費支出	租税公課	14	740,400
		国民健康保険税	15	431,700
		割賦手数料	16	10,024
		生命保険等支払額	17	3,361,958
	計		18	7,302,042
調整項目減算額	預金利息		19	96,604
	貸付金回収額		20	120,000
	その他の収入		21	14,271
	一時所得		22	0
	雑所得		23	0
	生命保険等受領額		24	1,081,882
	計		25	1,312,757
事業所得の金額 (12 + 18 - 25)		26		42,114,805

(注) 1 平成14年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成13年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳等は、別表3ないし19のとおりである。

別表2-3 平成15年分の事業所得の金額

(単位：円)

区分		番号	平成15年1月1日現在	平成15年12月31日現在
資産	普通預金	1	21,751,058	28,233,380
	定期預金	2	86,654,008	73,072,864
	定期積金	3	23,640,000	42,070,000
	貸付金	4	0	8,000,000
	土地	5	19,147,397	19,147,397
	建物	6	5,396,225	5,396,225
	車両	7	7,389,290	7,389,290
	計	8	163,977,978	183,309,156
負債	借入金	9	0	0
	計	10	0	0
純資産額 (8 - 10)		11	163,977,978	183,309,156
純資産増加額 (期末 - 期首)		12		19,331,178
調整項目加算額	消費支出		13	2,750,328
	非消費支出	租税公課	14	609,400
		国民健康保険税	15	392,200
		割賦手数料	16	0
		生命保険等支払額	17	8,163,396
	計		18	11,915,324
調整項目減算額	預金利息		19	57,653
	貸付金回収額		20	110,000
	その他の収入		21	334,116
	一時所得		22	0
	雑所得		23	0
	生命保険等受領額		24	7,968,231
	計		25	8,470,000
事業所得の金額 (12 + 18 - 25)		26		22,776,502

(注) 1 平成15年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成14年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳等は、別表3ないし19のとおりである。

別表2-4 平成16年分の事業所得の金額

(単位：円)

区分		番号	平成16年1月1日現在	平成16年12月31日現在
資産	普通預金	1	28,233,380	31,304,857
	定期預金	2	73,072,864	83,517,257
	定期積金	3	42,070,000	44,530,000
	貸付金	4	8,000,000	8,000,000
	土地	5	19,147,397	19,147,397
	建物	6	5,396,225	5,396,225
	車両	7	7,389,290	7,389,290
	計	8	183,309,156	199,285,026
負債	借入金	9	0	0
	計	10	0	0
純資産額 (8 - 10)		11	183,309,156	199,285,026
純資産増加額 (期末 - 期首)		12		15,975,870
調整項目加算額	消費支出		13	2,784,564
	非消費支出	租税公課	14	107,300
		国民健康保険税	15	205,900
		割賦手数料	16	0
		生命保険等支払額	17	12,743,931
	計		18	15,841,695
調整項目減算額	預金利息		19	85,999
	貸付金回収額		20	109,580
	その他の収入		21	1,041,635
	一時所得		22	8,000,000
	雑所得		23	2,000
	生命保険等受領額		24	2,985,715
	計		25	12,224,929
事業所得の金額 (12 + 18 - 25)		26		19,592,636

(注) 1 平成16年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成15年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳等は、別表3ないし19のとおりである。

別表2-5 平成17年分の事業所得の金額

(単位：円)

区分		番号	平成17年1月1日現在	平成17年12月31日現在
資産	普通預金	1	31,304,857	22,571,505
	定期預金	2	83,517,257	96,182,943
	定期積金	3	44,530,000	34,410,000
	貸付金	4	8,000,000	8,000,000
	土地	5	19,147,397	19,147,397
	建物	6	5,396,225	5,396,225
	車両	7	7,389,290	7,389,290
	計	8	199,285,026	193,097,360
負債	借入金	9	0	0
	計	10	0	0
純資産額 (8 - 10)		11	199,285,026	193,097,360
純資産増加額 (期末 - 期首)		12		△6,187,666
調整項目加算額	消費支出		13	2,803,464
	非消費支出	租税公課	14	179,700
		国民健康保険税	15	158,000
		割賦手数料	16	0
		生命保険等支払額	17	16,530,884
	計		18	19,672,048
調整項目減算額	預金利息		19	197,532
	貸付金回収額		20	90,000
	その他の収入		21	40,470
	一時所得		22	0
	雑所得		23	0
	生命保険等受領額		24	130,140
	計		25	458,142
事業所得の金額 (12 + 18 - 25)		26		13,026,240

(注) 1 平成17年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成16年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳等は、別表3ないし19のとおりである。

別表2-6 平成18年分の事業所得の金額

(単位：円)

区分		番号	平成18年1月1日現在	平成18年12月31日現在
資産	普通預金	1	22,571,505	19,277,955
	定期預金	2	96,182,943	96,066,320
	定期積金	3	34,410,000	33,860,000
	貸付金	4	8,000,000	25,993,347
	土地	5	19,147,397	19,147,397
	建物	6	5,396,225	5,396,225
	車両	7	7,389,290	7,389,290
	計	8	193,097,360	207,130,534
負債	借入金	9	0	0
	計	10	0	0
純資産額 (8 - 10)		11	193,097,360	207,130,534
純資産増加額 (期末 - 期首)		12		14,033,174
調整項目加算額	消費支出		13	2,803,464
	非消費支出	租税公課	14	136,600
		国民健康保険税	15	148,400
		割賦手数料	16	0
		生命保険等支払額	17	11,797,837
	計		18	14,886,301
調整項目減算額	預金利息		19	173,676
	貸付金回収額		20	120,000
	その他の収入		21	36,650
	一時所得		22	0
	雑所得		23	0
	生命保険等受領額		24	3,443,495
	計		25	3,773,821
事業所得の金額 (12 + 18 - 25)		26		25,145,654

(注) 1 平成18年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成17年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳等は、別表3ないし19のとおりである。

別表2-7 平成19年分の事業所得の金額

(単位：円)

区分		番号	平成19年1月1日現在	平成19年12月31日現在
資産	普通預金	1	19,277,955	18,413,712
	定期預金	2	96,066,320	84,261,755
	定期積金	3	33,860,000	52,220,000
	貸付金	4	25,993,347	25,993,347
	土地	5	19,147,397	19,147,397
	建物	6	5,396,225	5,396,225
	車両	7	7,389,290	7,389,290
	計	8	207,130,534	212,821,726
負債	借入金	9	0	0
	計	10	0	0
純資産額 (8 - 10)		11	207,130,534	212,821,726
純資産増加額 (期末 - 期首)		12		5,691,192
調整項目加算額	消費支出		13	2,961,504
	非消費支出	租税公課	14	176,300
		国民健康保険税	15	167,500
		割賦手数料	16	0
		生命保険等支払額	17	6,817,337
	計		18	10,122,641
調整項目減算額	預金利息		19	413,984
	貸付金回収額		20	110,000
	その他の収入		21	78,070
	一時所得		22	0
	雑所得		23	0
	生命保険等受領額		24	3,118,060
	計		25	3,720,114
事業所得の金額 (12 + 18 - 25)		26		12,093,719

(注) 1 平成19年1月1日現在の資産及び負債の各残高は、平成18年12月31日現在の資産及び負債の各残高と同じである。

(注) 2 上記各区分の内訳等は、別表3ないし19のとおりである。



別表3 普通預金残高

(単位：円)

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
1	y 農業協同組合 山田支店	甲								10,000	19,754
2	㊤銀行 新所沢支店	甲					8,400	16,823	36,035	41,638	47,287
3	S銀行 入間支店	甲		3,163,127	7,847,102	2,095,036	3,273,431	1,263,965	1,783,642	1,230,636	214,107
4	S銀行 武蔵藤沢支店	甲				2,000,013	10,034	21,415	30,564	30,566	147,546
5	㊤銀行 入曽支店	甲		2,312,664	3,728,534	1,614,161	1,089,531	1,470,360	1,479,642	1,359,734	1,234,300
6	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	甲		3,298,766	2,336,113	5,470,781	3,966,042	3,156,180	662,316	442,587	1,296,461
7	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	甲				335,188	1,492,671	4,521,588	1,184,833	568,428	2,542,646
8	Q信用金庫 入曽支店	甲		3,174,690	2,520,736	2,855,914	3,978,654	2,695,516	2,410,200	578,799	1,231,073
9	Q信用金庫 入曽支店	甲					1,011,055	2,168,693	1,633,266	1,128,413	2,482,813
10	P信用金庫 入間支店	甲		1,657	2,731	3,716	4,618	5,100	5,838	6,822	7,734
11	R銀行 (旧㊤)	乙		1,391,795	1,720,152	1,807,677	1,547,408	1,822,434	283,578	3,141,292	2,282,994
12	S銀行 武蔵藤沢支店	乙		652,342	789,393	1,250,270	5,194,478	4,093,225	3,040,754	1,789,197	1,174,993
13	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	乙		597,448	495,263	340,071	306,304	1,125,644	1,160,174		
14	Q信用金庫 入曽支店	乙		873,044	758,813	224,366	1,028,024	2,128,998	1,927,432	766,563	600,297
15	Q信用金庫 入曽支店	乙		1,957	4,245	3,264	13,261	13,259	13,259	13,260	13,278
16	R銀行 (旧㊤)	丁									503,772
17	S銀行 入間支店	丁						1,000	29,000	57,003	85,072
18	Q信用金庫 入曽支店	丁						20,000	27,000	27,003	66,043
19	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	丙				100,003	100,011	100,016	100,016		

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
20	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	丙				674,491	1,197,430	999,291	999,691		
21	Q信用金庫 入曽支店	戊		786,926	2,625,120	2,125,883	2,095,688	3,458,335	883,369	70,096	
22	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	N				850,224	1,916,340	1,778,752	978,329	692,972	0
23	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	t						101,000	99,896	648,171	435,840
24	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	g						37,680	997,903	2,687,066	119,040
25	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	M						107,510	1,815,412	1,320,334	790,631
26	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	L								325,523	1,894,719
27	Q信用金庫 狭山支店	K						97,073	522,726	501,760	0
28	Q信用金庫 狭山支店	K						101,000	466,630	502,354	0
29	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	f								332,808	441,331
30	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	O								1,004,930	781,981
合計				16,254,416	22,828,202	21,751,058	28,233,380	31,304,857	22,571,505	19,277,955	18,413,712

別表4 定期預金残高

(単位：円)

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
1	R銀行 (旧⑩)	甲				10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
2	y農業協同組合 富岡支店	甲		10,033,693	10,049,747	10,052,964	10,055,377	10,057,797	10,060,212	10,062,628	10,086,778
3	y農業協同組合 山田支店	甲								10,000,000	10,012,000
4	⑪銀行 新所沢支店	甲				10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
5	S銀行 入曽支店	甲				2,072,900	2,082,104	4,115,480	4,171,004	4,267,809	0
6	S銀行 武蔵藤沢支店	甲		2,447,275							
7	Q信用金庫 入曽支店	甲		2,000,000	2,000,000						
8	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
9	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
10	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
11	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
12	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
13	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
14	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
15	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
16	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
17	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
18	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							
19	Q信用金庫 入曽支店	甲		200,000							

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
20	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
21	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
22	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
23	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
24	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
25	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
26	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
27	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
28	Q信用金庫 入曾支店	甲		200,000							
29	Q信用金庫 入曾支店	甲		100,000	100,121						
30	Q信用金庫 入曾支店	甲			300,000						
31	Q信用金庫 入曾支店	甲			4,204,032						
32	Q信用金庫 入曾支店	甲			100,000						
33	Q信用金庫 入曾支店	甲				1,000,000					
34	Q信用金庫 入曾支店	甲				1,000,000					
35	Q信用金庫 入曾支店	甲							500,000	500,000	500,000
36	Q信用金庫 入曾支店	甲								3,000,000	
37	Q信用金庫 入曾支店	甲								500,000	500,000
38	Q信用金庫 入曾支店	甲									900,000
39	P信用金庫 入間支店	甲		1,000,000	1,000,960						

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
40	P信用金庫 入間支店	甲		2,000,000	2,001,920						
41	P信用金庫 入間支店	甲		100,000	100,137						
42	P信用金庫 入間支店	甲			500,000						
43	P信用金庫 入間支店	甲			200,000	200,080					
44	P信用金庫 入間支店	甲			300,000						
45	P信用金庫 入間支店	甲			100,000						
46	P信用金庫 入間支店	甲					300,000	300,096			
47	P信用金庫 入間支店	甲									
48	y農業協同組合 富岡支店	乙				10,000,000					
49	Q信用金庫 入曾支店	乙		367,544	367,986	368,133	368,281	368,429	368,518	368,607	369,404
50	Q信用金庫 入曾支店	乙		100,242							
51	Q信用金庫 入曾支店	乙		150,909							
52	Q信用金庫 入曾支店	乙		2,004,810	2,007,216						
53	Q信用金庫 入曾支店	乙		3,604,332							
54	Q信用金庫 入曾支店	乙		500,603							
55	Q信用金庫 入曾支店	乙		362,666	363,016	363,452	363,597	363,742	363,888	363,976	364,064
56	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
57	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
58	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
59	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
60	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
61	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
62	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
63	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
64	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
65	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
66	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
67	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
68	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
69	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
70	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
71	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
72	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
73	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
74	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
75	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
76	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
77	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
78	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
79	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
80	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
81	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
82	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
83	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
84	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
85	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
86	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
87	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
88	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
89	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
90	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
91	Q信用金庫 入曾支店	乙		200,000							
92	Q信用金庫 入曾支店	乙		100,000	100,121						
93	Q信用金庫 入曾支店	乙			750,000	750,901	751,202	751,503	751,805	751,986	752,167
94	Q信用金庫 入曾支店	乙			300,000						
95	Q信用金庫 入曾支店	乙			100,000	100,041	100,082	100,123	100,148	100,173	100,237
96	Q信用金庫 入曾支店	乙			5,000,000						
97	Q信用金庫 入曾支店	乙			2,206,912						
98	Q信用金庫 入曾支店	乙			3,607,814						
99	Q信用金庫 入曾支店	乙			724,441	724,731	725,021	725,312	725,487	725,662	727,231

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
100	Q信用金庫 入曾支店	乙			100,000						
101	Q信用金庫 入曾支店	乙				2,000,000					
102	Q信用金庫 入曾支店	乙							200,000	200,000	200,000
103	Q信用金庫 入曾支店	乙								500,000	500,000
104	Q信用金庫 入曾支店	乙								3,000,000	3,000,000
105	Q信用金庫 入曾支店	乙								1,000,000	1,000,640
106	Q信用金庫 入曾支店	乙									300,000
107	P信用金庫 入間支店	乙		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
108	P信用金庫 入間支店	乙		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
109	P信用金庫 入間支店	乙		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
110	P信用金庫 入間支店	乙		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
111	P信用金庫 入間支店	乙		1,000,000	1,000,960						
112	P信用金庫 入間支店	乙		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
113	P信用金庫 入間支店	乙		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
114	P信用金庫 入間支店	乙		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
115	P信用金庫 入間支店	乙		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
116	P信用金庫 入間支店	乙		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
117	P信用金庫 入間支店	乙		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
118	P信用金庫 入間支店	乙		300,000	300,409						
119	P信用金庫 入間支店	乙		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000



順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
120	P信用金庫 入間支店	乙			50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
121	P信用金庫 入間支店	乙			50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
122	P信用金庫 入間支店	乙			50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
123	P信用金庫 入間支店	乙			50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
124	P信用金庫 入間支店	乙			200,000	200,080					
125	P信用金庫 入間支店	乙			300,000						
126	P信用金庫 入間支店	乙			100,000						
127	P信用金庫 入間支店	乙					300,000	300,192			
128	P信用金庫 入間支店	乙						500,000	500,000	500,000	
129	P信用金庫 入間支店	乙								300,000	
130	y 農業協同組合 山田支店	丁								10,000,000	10,012,000
131	S銀行 入間支店	丁						10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
132	Q信用金庫 入曾支店	丁					300,000	300,000	300,000	300,503	300,503
133	Q信用金庫 入曾支店	丁					200,000	200,080	200,128		
134	Q信用金庫 入曾支店	丁					200,000	200,080	200,128	200,176	200,304
135	Q信用金庫 入曾支店	丁					300,000	300,000	300,000		
136	Q信用金庫 入曾支店	丁						3,000,000	3,000,000	3,000,000	
137	Q信用金庫 入曾支店	丁						2,000,000	2,000,000	2,000,000	
138	Q信用金庫 入曾支店	丁						200,000	200,000	200,000	200,335
139	Q信用金庫 入曾支店	丁						1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,001,680

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
140	Q信用金庫 入曾支店	丁							2,000,000	2,000,000	2,000,000
141	Q信用金庫 入曾支店	丁							500,000	500,000	500,000
142	Q信用金庫 入曾支店	丁							1,000,000	1,000,000	1,000,000
143	P信用金庫 入間支店	丙				300,000	300,000				
144	P信用金庫 入間支店	丙				3,000,000	3,000,000				
145	P信用金庫 入間支店	丙					5,000,000				
146	y農業協同組合 富岡支店	戊				10,000,000					
147	y農業協同組合 水富支店	戊					2,000,000	2,000,481	2,000,961		
148	y農業協同組合 水富支店	戊					10,000,000	10,002,407	10,004,807		
149	P信用金庫 入間支店	戊		200,000	200,080						
150	P信用金庫 入間支店	戊		100,000	100,041						
151	P信用金庫 入間支店	戊		300,000	300,121						
152	P信用金庫 入間支店	戊			3,000,000						
153	P信用金庫 入間支店	戊			3,000,000	3,003,600	3,004,564	3,005,525			
154	P信用金庫 入間支店	戊						3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
155	P信用金庫 入間支店	戊						3,000,000	3,002,400	3,007,206	
156	S銀行 新狭山支店	戊									
157	y農業協同組合 富岡支店	I				10,000,000					
158	y農業協同組合 水富支店	I					10,000,000	10,002,407	10,004,807		
159	S銀行 新狭山支店	I									

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
160	P信用金庫 入間支店	I			200,000	200,080					
161	P信用金庫 入間支店	I			100,000	100,041					
162	P信用金庫 入間支店	I			300,000	300,121					
163	P信用金庫 入間支店	I				3,000,000					
164	P信用金庫 入間支店	I				3,000,000	3,003,600	3,004,564	3,005,525		
165	P信用金庫 入間支店	J			200,000	200,080					
166	P信用金庫 入間支店	J			300,000	300,121					
167	P信用金庫 入間支店	J			100,000	100,041					
168	P信用金庫 入間支店	J							3,000,000	3,002,400	3,007,206
合計				38,092,074	41,005,792	86,654,008	73,072,864	83,517,257	96,182,943	96,066,320	84,261,755

別表5 定期積金残高

(単位：円)

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
1	Q信用金庫 入曽支店	甲		1,600,000							
2	Q信用金庫 入曽支店	甲		1,000,000	2,200,000	3,400,000	4,600,000	5,800,000			
3	Q信用金庫 入曽支店	甲		1,800,000	5,400,000						
4	Q信用金庫 入曽支店	甲			400,000	1,600,000	2,800,000				
5	Q信用金庫 入曽支店	甲				1,800,000	5,400,000				
6	Q信用金庫 入曽支店	甲						3,000,000	9,000,000		
7	Q信用金庫 入曽支店	甲								3,000,000	7,500,000
8	P信用金庫 入間支店	甲		3,300,000	6,900,000						
9	P信用金庫 入間支店	甲		140,000	380,000	620,000	860,000				
10	P信用金庫 入間支店	甲		100,000	340,000	580,000	820,000				
11	P信用金庫 入間支店	甲			220,000	460,000	700,000	940,000			
12	P信用金庫 入間支店	甲			80,000	320,000	560,000	800,000			
13	P信用金庫 入間支店	甲				600,000	4,200,000	7,800,000			
14	P信用金庫 入間支店	甲							1,500,000	5,100,000	7,800,000
15	Q信用金庫 入曽支店	乙		1,800,000	5,400,000						
16	Q信用金庫 入曽支店	乙		300,000							
17	Q信用金庫 入曽支店	乙		60,000	300,000	540,000					
18	Q信用金庫 入曽支店	乙			120,000	240,000	360,000				
19	Q信用金庫 入曽支店	乙			210,000	570,000	930,000	1,290,000	1,650,000		

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
20	Q信用金庫 入曾支店	乙			300,000						
21	Q信用金庫 入曾支店	乙			40,000	160,000	280,000	400,000	520,000		
22	Q信用金庫 入曾支店	乙			60,000	300,000	540,000				
23	Q信用金庫 入曾支店	乙		110,000	230,000	350,000					
24	Q信用金庫 入曾支店	乙		110,000	230,000	350,000					
25	Q信用金庫 入曾支店	乙				110,000	230,000	350,000	470,000	590,000	
26	Q信用金庫 入曾支店	乙				80,000	200,000	320,000	440,000	560,000	
27	Q信用金庫 入曾支店	乙				1,800,000					
28	Q信用金庫 入曾支店	乙				300,000					
29	Q信用金庫 入曾支店	乙					110,000	230,000	350,000		
30	Q信用金庫 入曾支店	乙					220,000	460,000	700,000		
31	Q信用金庫 入曾支店	乙					2,400,000	6,000,000	9,600,000		
32	Q信用金庫 入曾支店	乙					300,000				
33	Q信用金庫 入曾支店	乙					60,000	300,000	540,000	780,000	960,000
34	Q信用金庫 入曾支店	乙						120,000	240,000	360,000	450,000
35	Q信用金庫 入曾支店	乙						300,000			
36	Q信用金庫 入曾支店	乙						60,000	300,000	540,000	720,000
37	Q信用金庫 入曾支店	乙							300,000		
38	Q信用金庫 入曾支店	乙								330,000	600,000
39	Q信用金庫 入曾支店	乙								2,400,000	5,100,000

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
40	Q信用金庫 入曾支店	乙								210,000	480,000
41	Q信用金庫 入曾支店	乙								300,000	
42	Q信用金庫 入曾支店	乙								40,000	130,000
43	Q信用金庫 入曾支店	乙									80,000
44	Q信用金庫 入曾支店	乙									50,000
45	Q信用金庫 入曾支店	乙									150,000
46	P信用金庫 入間支店	乙		3,300,000	6,900,000						
47	P信用金庫 入間支店	乙		140,000	380,000	620,000	860,000				
48	P信用金庫 入間支店	乙		100,000	340,000	580,000	820,000				
49	P信用金庫 入間支店	乙			220,000	460,000	700,000	940,000			
50	P信用金庫 入間支店	乙			400,000	1,000,000					
51	P信用金庫 入間支店	乙			80,000	320,000	560,000	800,000			
52	P信用金庫 入間支店	乙				600,000	4,200,000	7,800,000			
53	P信用金庫 入間支店	乙					600,000				
54	P信用金庫 入間支店	乙						200,000			
55	P信用金庫 入間支店	乙							1,500,000	5,100,000	7,800,000
56	P信用金庫 入間支店	乙							200,000		
57	P信用金庫 入間支店	乙								250,000	700,000
58	Q信用金庫 入曾支店	乙		540,000							
59	Q信用金庫 入曾支店	丁						400,000	1,600,000	2,800,000	3,700,000

順号	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
60	Q信用金庫 入曾支店	丁							1,000,000	2,200,000	3,100,000
61	P信用金庫 入間支店	丁						1,000,000	3,400,000	5,800,000	7,600,000
62	P信用金庫 入間支店	戊		120,000	360,000	600,000	840,000				
63	P信用金庫 入間支店	戊		100,000	340,000	580,000	820,000				
64	P信用金庫 入間支店	戊			220,000	460,000	700,000	940,000			
65	P信用金庫 入間支店	戊			80,000	320,000	560,000	800,000			
66	P信用金庫 入間支店	戊							900,000	2,100,000	3,000,000
67	P信用金庫 入間支店	I		120,000	360,000	600,000	840,000				
68	P信用金庫 入間支店	I		100,000	340,000	580,000	820,000				
69	P信用金庫 入間支店	I			220,000	460,000	700,000	940,000			
70	P信用金庫 入間支店	I			80,000	320,000	560,000	800,000			
71	P信用金庫 入間支店	I							200,000	1,400,000	2,300,000
72	P信用金庫 入間支店	J		120,000	360,000	600,000	840,000				
73	P信用金庫 入間支店	J		100,000	340,000	580,000	820,000				
74	P信用金庫 入間支店	J			220,000	460,000	700,000	940,000			
75	P信用金庫 入間支店	J			80,000	320,000	560,000	800,000			
合計				15,060,000	34,130,000	23,640,000	42,070,000	44,530,000	34,410,000	33,860,000	52,220,000

別表6 貸付金残高

(単位：円)

貸付先	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
戊	0	0	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	25,993,347	25,993,347
合計	0	0	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	25,993,347	25,993,347



別表7 土地残高

(単位：円)

名称	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
狭山市	5,400,037	5,400,037	5,400,037	5,400,037	5,400,037	5,400,037	5,400,037	5,400,037
入間市	13,747,360	13,747,360	13,747,360	13,747,360	13,747,360	13,747,360	13,747,360	13,747,360
合計	19,147,397	19,147,397	19,147,397	19,147,397	19,147,397	19,147,397	19,147,397	19,147,397

別表8 建物残高

(単位：円)

名称	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
狭山市	827,296	827,296	827,296	827,296	827,296	827,296	827,296	827,296
入間市	4,568,929	4,568,929	4,568,929	4,568,929	4,568,929	4,568,929	4,568,929	4,568,929
合計	5,396,225	5,396,225	5,396,225	5,396,225	5,396,225	5,396,225	5,396,225	5,396,225

別表9 車両残高

(単位：円)

名称	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
普通乗用車 (平成13年7月取得)	0	7,389,290	7,389,290	7,389,290	7,389,290	7,389,290	7,389,290	7,389,290
合計	0	7,389,290	7,389,290	7,389,290	7,389,290	7,389,290	7,389,290	7,389,290

別表10 借入金残高

(単位：円)

借入先	平成13年1月1日現在	平成13年12月31日現在	平成14年12月31日現在	平成15年12月31日現在	平成16年12月31日現在	平成17年12月31日現在	平成18年12月31日現在	平成19年12月31日現在
◎株式会社	0	2,044,448	0	0	0	0	0	0
合計	0	2,044,448	0	0	0	0	0	0

別表 1 1 消費支出

(単位：円)

	項目	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
1	標準消費支出額	262,396	263,538	258,225	252,931	257,761	264,770	269,003
2	標準世帯人員	3.54	3.44	3.38	3.27	3.31	3.40	3.27
3	一人当たり消費支出 (1 ÷ 2)	74,124	76,610	76,398	77,349	77,874	77,874	82,264
4	原告の世帯人員	2	3	3	3	3	3	3
5	月数	12	12	12	12	12	12	12
	消費支出の額 (3 × 4 × 5)	1,778,976	2,757,960	2,750,328	2,784,564	2,803,464	2,803,464	2,961,504

別表 1 2 租税公課

(単位：円)

	項目	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
1	所得税	651,200	318,400	252,500	△103,200	19,400	0	21,800
2	市県民税	267,100	270,500	214,700	73,500	24,100	9,000	30,200
3	固定資産税	143,500	151,500	142,200	137,000	136,200	127,600	124,300
	合計	1,061,800	740,400	609,400	107,300	179,700	136,600	176,300

別表 1 3 国民健康保険税

(単位：円)

	項目	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
	国民健康保険税	429,800	431,700	392,200	205,900	158,000	148,400	167,500

別表 1 4 割賦手数料

(単位：円)

支払先	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
◎ 株式会社	21,230	10,024	0	0	0	0	0

別表 1 5 生命保険等支払額

(単位：円)

順号	保険会社	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
1	㊦生命保険(株)	599,117	599,117	239,117	239,117	239,117	239,117	239,117
2	㊧生命保険(相)	60,012	60,012	60,012	60,012	60,012	60,012	60,012
3	Y生命(旧㊨)	1,022,753	1,022,753	1,022,753	1,710,754	1,538,905	1,212,822	1,212,822
5	㊩生命保険(相)	602,130	602,130	231,530	231,530	231,530	231,530	231,530
7	㊪生命保険(相)	213,840	213,840	476,793	7,841,367	12,915,828	8,534,878	3,915,828
8	㊫生命保険(株)	128,934	401,726	5,370,811	509,311	489,475	458,014	438,028
9	㊬火災保険(株)	2,601,740	462,380	762,380	2,151,840	1,056,017	1,061,464	720,000
合計		5,228,526	3,361,958	8,163,396	12,743,931	16,530,884	11,797,837	6,817,337

別表16 預金利息

(単位：円)

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
1	普通預金	y 農業協同組合 山田支店	甲								9,754
2	普通預金	①銀行 新所沢支店	甲							3	49
3	普通預金	S 銀行 入間支店	甲		1,578	1,000	111	55	10	93	1,317
4	普通預金	S 銀行 武蔵藤沢支店	甲			13	21			2	96
5	普通預金	⑥銀行 入曽支店	甲		1,255	243	16	11	12	92	1,574
6	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	甲		158	280	306	146	19	119	2,434
7	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	甲			8	41	100	31	84	928
8	普通預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		180	268	221	133	21	99	577
9	普通預金	Q信用金庫 入曽支店	甲				129	53	19	216	1,685
10	普通預金	P信用金庫 入間支店	甲		8	1					10
11	普通預金	R 銀行 (旧④)	乙		1,110	278	84	65	49	41	4,524
12	普通預金	S 銀行 武蔵藤沢支店	乙		345	132	172	100	33	154	1,931
13	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	乙		61	54	29	14	10	8	
14	普通預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		110	96	49	63	18	110	914
15	普通預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		△3	12	△3	△2		1	18
16	普通預金	R 銀行 (旧④)	丁								272
17	普通預金	S 銀行 入間支店	丁							3	69
18	普通預金	Q信用金庫 入曽支店	丁							3	40
19	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	丙			3	8	5			

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
20	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	丙			2	35	54	8	5	
21	普通預金	Q信用金庫 入曽支店	戊		161	231	166	71	26	108	218
22	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	N				99	66	13	75	787
23	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	t							39	2,734
24	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	g						2	161	2,283
25	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	M						2	100	1,356
26	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	L							12	1,016
27	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	O								1,379
28	普通預金	Q信用金庫 狭山ヶ丘支店	f								285
29	普通預金	Q信用金庫 狭山支店	K						1	60	669
30	普通預金	Q信用金庫 狭山支店	K						1	53	604
31	定期預金	R銀行 (旧㊾)	甲								
32	定期預金	y農業協同組合 富岡支店	甲		16,054	3,217	2,413	2,420	2,415	2,416	24,150
33	定期預金	y農業協同組合 山田支店	甲								12,000
34	定期預金	㊿銀行 新所沢支店	甲				8,400	8,423	19,212	5,600	5,600
35	定期預金	S銀行 入間支店	甲			10,198	9,204	10,031	55,524	96,805	261,589
36	定期預金	S銀行 武蔵藤沢支店	甲		63,919						
37	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		1,920	214					
38	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
39	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
40	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
41	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
42	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
43	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
44	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
45	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
46	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
47	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
48	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
49	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
50	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
51	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
52	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
53	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
54	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
55	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
56	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
57	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
58	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		192						
59	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲		121	4					

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
60	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲			45					
61	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲			445					
62	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲			5					
63	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲				429				
64	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲				423				
65	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲								
66	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲								2,171
67	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲								
68	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	甲								
69	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲		960	134					
70	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲		1,920	247					
71	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲		137	3					
72	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲			484					
73	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲			80	80				
74	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲			38					
75	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲			13					
76	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲					96			
77	定期預金	P信用金庫 入間支店	甲						1,201		
78	定期預金	y 農業協同組合 富岡支店	乙				3,200				
79	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		442	147	148	148	89	89	797

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
80	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		13						
81	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		12						
82	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		2,406	66					
83	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		3,482						
84	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		124						
85	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		350	436	145	145	146	88	88
86	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
87	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
88	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
89	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
90	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
91	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
92	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
93	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
94	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
95	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
96	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
97	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
98	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
99	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						



順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
100	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
101	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
102	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
103	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
104	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
105	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
106	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
107	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
108	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
109	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
110	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
111	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
112	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
113	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
114	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
115	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
116	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
117	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
118	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
119	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
120	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
121	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		192						
122	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙		121	4					
123	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙			901	301	301	302	181	181
124	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙			45					
125	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙			41	41	41	25	25	64
126	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙			535					
127	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙			237					
128	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙			366					
129	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙			290	290	291	175	175	1,569
130	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙			5					
131	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙				853				
132	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
133	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
134	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
135	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙								640
136	定期預金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
137	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
138	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
139	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
140	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
141	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙		960	134					
142	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
143	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
144	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
145	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
146	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
147	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
148	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙		409	9					
149	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
150	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
151	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
152	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
153	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								
154	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙			80	80				
155	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙			38					
156	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙			13					
157	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙					192	26		
158	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙						2,160	2,160	3,309
159	定期預金	P信用金庫 入間支店	乙								1,014

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
160	定期預金	y 農業協同組合 山田支店	丁								12,000
161	定期預金	S 銀行 入間支店	丁						28,000	28,000	28,000
162	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁							503	
163	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁					80	48	12	
164	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁					80	48	48	128
165	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁							506	
166	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁								5,043
167	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁								3,360
168	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁								335
169	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁								1,680
170	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁								
171	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁								
172	定期預金	Q 信用金庫 入曾支店	丁								
173	定期預金	P 信用金庫 入間支店	丙					240			
174	定期預金	P 信用金庫 入間支店	丙					3,603			
175	定期預金	P 信用金庫 入間支店	丙					4,814			
176	定期預金	y 農業協同組合 富岡支店	戊				3,200				
177	定期預金	y 農業協同組合 水富支店	戊					481	480	6	
178	定期預金	y 農業協同組合 水富支店	戊					2,407	2,400	33	
179	定期預金	P 信用金庫 入間支店	戊			80	80				

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
180	定期預金	P信用金庫 入間支店	戊			41	41				
181	定期預金	P信用金庫 入間支店	戊			121	121				
182	定期預金	P信用金庫 入間支店	戊				1,206				
183	定期預金	P信用金庫 入間支店	戊				3,600	964	961	969	
184	定期預金	P信用金庫 入間支店	戊								
185	定期預金	P信用金庫 入間支店	戊							2,400	4,806
186	定期預金	S銀行 新狭山支店	戊				3,590				
187	定期預金	y農業協同組合 富岡支店	I				3,200				
188	定期預金	y農業協同組合 水富支店	I					2,407	2,400	33	
189	定期預金	S銀行 新狭山支店	I				3,590				
190	定期預金	P信用金庫 入間支店	I			80	80				
191	定期預金	P信用金庫 入間支店	I			41	41				
192	定期預金	P信用金庫 入間支店	I			121	121				
193	定期預金	P信用金庫 入間支店	I				1,201				
194	定期預金	P信用金庫 入間支店	I				3,600	964	961	969	
195	定期預金	P信用金庫 入間支店	J			80	80				
196	定期預金	P信用金庫 入間支店	J			121	121				
197	定期預金	P信用金庫 入間支店	J			41	41				
198	定期預金	P信用金庫 入間支店	J							2,400	4,806
199	定期積金	Q信用金庫 入曾支店	甲		4,064						

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
200	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	甲						36,601		
201	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	甲			9,034					
202	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	甲					5,389			
203	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	甲					4,398			
204	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	甲							4,897	
205	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	甲								
206	定期積金	P信用金庫 入間支店	甲			28,280					
207	定期積金	P信用金庫 入間支店	甲					3,421			
208	定期積金	P信用金庫 入間支店	甲					3,405			
209	定期積金	P信用金庫 入間支店	甲						3,421		
210	定期積金	P信用金庫 入間支店	甲						850		
211	定期積金	P信用金庫 入間支店	甲						11,234		
212	定期積金	P信用金庫 入間支店	甲								
213	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙			9,007					
214	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙		390						
215	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙				2,221				
216	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙					1,119			
217	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙							4,393	
218	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙			182					
219	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙							1,475	

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
220	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙					1,067			
221	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙				1,333				
222	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙				1,333				
223	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								1,466
224	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								1,505
225	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙				111				
226	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙				185				
227	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙							534	
228	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙							1,067	
229	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙							15,984	
230	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙					186			
231	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
232	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
233	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙						130		
234	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
235	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙							125	
236	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
237	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
238	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
239	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								160

順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
240	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
241	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
242	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
243	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙								
244	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙			28,280					
245	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙					3,421			
246	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙					3,405			
247	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙						3,421		
248	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙				1,066				
249	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙						850		
250	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙						11,234		
251	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙					710			
252	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙						130		
253	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙								
254	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙							142	
255	定期積金	P信用金庫 入間支店	乙								
256	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	乙		4,441						
257	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	丁								
258	定期積金	Q信用金庫 入曽支店	丁								
259	定期積金	P信用金庫 入間支店	丁								



順号	種別	取引銀行等	名義人	口座番号	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
260	定期積金	P信用金庫 入間支店	戊					3,401			
261	定期積金	P信用金庫 入間支店	戊					3,405			
262	定期積金	P信用金庫 入間支店	戊						3,421		
263	定期積金	P信用金庫 入間支店	戊						850		
264	定期積金	P信用金庫 入間支店	戊								
265	定期積金	P信用金庫 入間支店	I					3,401			
266	定期積金	P信用金庫 入間支店	I					3,404			
267	定期積金	P信用金庫 入間支店	I						3,421		
268	定期積金	P信用金庫 入間支店	I						850		
269	定期積金	P信用金庫 入間支店	I								
270	定期積金	P信用金庫 入間支店	J					3,401			
271	定期積金	P信用金庫 入間支店	J					3,404			
272	定期積金	P信用金庫 入間支店	J						3,421		
273	定期積金	P信用金庫 入間支店	J						850		
合計					118,152	96,604	57,653	85,999	197,532	173,676	413,984

(注) 「△」が付された金額は、貸越利息の金額である。

別表 1 7 貸付金回収額

(単位：円)

貸付先	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
X	130,000	120,000	110,000	109,580	90,000	120,000	110,000
合計	130,000	120,000	110,000	109,580	90,000	120,000	110,000

別表 1 8 その他の収入

(単位：円)

区分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
その他の収入	33,909	14,271	334,116	1,041,635	40,470	36,650	78,070
合計	33,909	14,271	334,116	1,041,635	40,470	36,650	78,070

別表 1 9 生命保険等受領額

(単位：円)

順号	保険会社	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分	平成19年分
1	㊦生命保険(株)	0	0	6,142,006	0	0	0	0
2	Y保険 (旧㊾)	0	0	0	1,985,715	0	3,020,495	0
3	㊿生命保険(相)	0	1,081,882	0	0	0	0	0
4	㊽生命保険(株)	0	0	0	0	130,140	0	0
5	㊼火災保険(株)	52,990	0	1,826,225	1,000,000	0	423,000	3,118,060
	合計	52,990	1,081,882	7,968,231	2,985,715	130,140	3,443,495	3,118,060

(別紙)

本件各処分 of 根拠

ただし、△はマイナスの金額である。

第1 本件各更正処分 of 根拠について

1 平成13年分

(1) 総所得金額 4208万7627円

上記金額は、次の(2)の金額と同額である。

(2) 事業所得の金額 4208万7627円

上記金額は、原告の平成13年12月31日現在の純資産額1億2785万2458円(別表2-1の「平成13年12月31日現在」欄の順号11)と平成13年1月1日現在の純資産額9395万0112円(別表2-1の「平成13年1月1日現在」欄の順号11)との差額に、調整項目加算額852万0332円(別表2-1の順号18)を加算して調整項目減算額33万5051円(別表2-1の順号25)を控除した金額である(別表2-1の順号26)。

(3) 所得控除の額の合計額 125万4800円

上記金額は、次のアないしオの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 42万9800円

上記金額は、原告が平成13年分中に納付した同人及び扶養親族に係る国民健康保険料の合計額である(別表13の「平成13年分」欄)。

イ 生命保険料控除の額 5万円

上記金額は、原告が所沢税務署長に提出した平成13年分の所得税の確定申告書(以下「平成13年分確定申告書」という。)に記載した生命保険料控除の額と同額である。

ウ 損害保険料控除の金額 1万5000円

上記金額は、原告が平成13年分確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

エ 扶養控除の額 38万円

上記金額は、乙に係る扶養控除の額である。

オ 基礎控除の額 38万円

(4) 課税総所得金額 4083万2000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額4208万7627円から上記(3)の所得控除の額の合計額125万4800円を控除した後の金額(ただし、国税通則法(通則法)118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(5) 納付すべき税額 1215万6200円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 1261万7840円

上記金額は、上記(4)の課税総所得金額4083万2000円に所得税法89条1項(平成13年分ないし平成18年分につき平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)の税率(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成18年法律第10号による廃止前のもの。以下「負担軽減法」という。)4条の特例を適用したもの)を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減法（平成17年法律21号による改正前にももの。以下「旧負担軽減法」という。）6条2項により算定した金額である。

ウ 予定納税額 21万1600円

上記金額は、原告が平成13年分確定申告書に記載した予定納税額（第1期分及び第2期分の合計額）と同額である。

## 2 平成14年分

(1) 総所得金額 4211万4805円

上記金額は、次の(2)の金額と同額である。

(2) 事業所得の金額 4211万4805円

上記金額は、原告の平成14年12月31日現在の純資産額1億6397万7978円（別表2-2の「平成14年12月31日現在」欄の順号11）と平成14年1月1日現在の純資産額1億2785万2458円（別表2-2の「平成14年1月1日現在」欄の順号11）との差額に、調整項目加算額730万2042円（別表2-2の順号18）を加算して調整項目減算額131万2757円（別表2-2の順号25）を控除した金額である（別表2-2の順号26）。

(3) 所得控除の額の合計額 168万6700円

上記金額は、次のアないしカの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 43万1700円

上記金額は、原告が平成14年分中に納付した同人及び扶養親族に係る国民健康保険料の合計額である（別表13の「平成14年分」欄）。

イ 生命保険料控除の額 10万円

上記金額は、原告が所沢税務署長に提出した平成14年分の所得税の確定申告書（以下「平成14年分確定申告書」という。）に記載した生命保険料控除の額と同額である。

ウ 損害保険料控除の額 1万5000円

上記金額は、原告が平成14年分確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

エ 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、原告が平成14年分確定申告書に記載した配偶者控除の額と同額である。

オ 扶養控除の金額 38万円

上記金額は、乙に係る扶養控除の額である。

カ 基礎控除の額 38万円

(4) 課税総所得金額 4042万8000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額4211万4805円から上記(3)の所得控除の額の合計額168万6700円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(5) 納付すべき税額 1204万3500円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 1246万8360円

上記金額は、上記(4)の課税総所得金額4042万8000円に所得税法89条1項の税率（負担軽減法4条の特例を適用したもの）を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 25万円

上記金額は、旧負担軽減法6条2項により算定した金額である。

ウ 予定納税額 17万4800円

上記金額は、原告が平成14年分確定申告書に記載した予定納税額（第1期分及び第2期分の合計額）と同額である。

### 3 平成15年分

(1) 総所得金額 2277万6502円

上記金額は、次の(2)の金額と同額である。

(2) 事業所得の金額 2277万6502円

上記金額は、原告の平成15年12月31日現在の純資産額1億8330万9156円（別表2-3の「平成15年12月31日現在」欄の順号11）と平成15年1月1日現在の純資産額1億6397万7978円（別表2-3の「平成15年1月1日現在」欄の順号11）との差額に、調整項目加算額1191万5324円（別表2-3の順号18）を加算して調整項目減算額847万円（別表2-3の順号25）を控除した金額である（別表2-3の順号26）。

(3) 所得控除の額の合計額 164万7200円

上記金額は、次のアないしオの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 39万2200円

上記金額は、原告が平成15年分中に納付した同人及び扶養親族に係る国民健康保険料の合計額である（別表13の「平成15年分」欄）。

イ 生命保険料控除の額 10万円

上記金額は、原告が所沢税務署長に提出した平成15年分の所得税の確定申告書（以下「平成15年分確定申告書」という。）に記載した生命保険料控除の額と同額である。

ウ 損害保険料控除の額 1万5000円

上記金額は、原告が平成15年分確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

エ 扶養控除の額 76万円

上記金額は、丁及び乙に係る扶養控除の額の合計額である。

オ 基礎控除の金額 38万円

(4) 課税総所得金額 2112万9000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額2277万6502円から上記(3)の所得控除の額の合計額164万7200円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(5) 納付すべき税額 493万5300円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 532万7730円

上記金額は、上記(4)の課税総所得金額2112万9000円に所得税法89条1項の税率（負担軽減法4条の特例を適用したもの）を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 25万円

上記金額は、旧負担軽減法6条2項により算定した金額である。

ウ 予定納税額 14万2400円

上記金額は、原告が平成15年分確定申告書に記載した予定納税額（第1期分及び第2期分

の合計額)と同額である。

#### 4 平成16年分

##### (1) 総所得金額 2334万4636円

上記金額は、次のア及びウの各金額、並びにイの2分の1に相当する金額(375万円)の合計額である。

##### ア 事業所得の金額 1959万2636円

上記金額は、原告の平成16年12月31日現在の純資産額1億9928万5026円(別表2-4の「平成16年12月31日現在」欄の順号11)と平成16年1月1日現在の純資産額1億8330万9156円(別表2-4の「平成16年1月1日現在」欄の順号11)との差額に、調整項目加算額1584万1695円(別表2-4の順号18)を加算して調整項目減算額1222万4929円(別表2-4の順号25)を控除した金額である(別表2-4の順号26)。

##### イ 一時所得の金額 750万円

上記金額は、原告が訴外①との間で締結した「C」に係る賃貸借契約に基づき支払われた立退料800万円(乙61)から、所得税法34条3項に規定する特別控除額(50万円)を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

##### ウ 雑所得の金額 2000円

上記金額は、原告が平成16年中に支払を受けた還付加算金の額である。

##### (2) 所得控除の額の合計額 146万0900円

上記金額は、次のアないしオの額の合計額である。

##### ア 社会保険料控除の額 20万5900円

上記金額は、原告が平成16年分中に納付した同人及び扶養親族に係る国民健康保険料の合計額である(別表13の「平成16年分」欄)。

##### イ 生命保険料控除の額 10万円

上記金額は、原告が所沢税務署長に提出した平成16分の所得税の確定申告書(以下「平成16年分確定申告書」という。)に記載した生命保険料控除の額と同額である。

##### ウ 損害保険料控除の額 1万5000円

上記金額は、原告が平成16年分確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

##### エ 扶養控除の金額 76万円

上記金額は、丁及び乙に係る扶養控除の額の合計額である。

##### オ 基礎控除の額 38万円

##### (3) 課税総所得金額 2188万3000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額2334万4636円から上記(2)の所得控除の額の合計額146万0900円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

##### (4) 納付すべき税額 535万0600円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

##### ア 課税総所得金額に対する税額 560万0610円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額2188万3000円に所得税法89条1項の税率

(負担軽減法4条の特例を適用したもの)を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 25万円

上記金額は、旧負担軽減法6条2項により算定した金額である。

#### 5 平成17年分

(1) 総所得金額 1302万6240円

上記金額は、次の(2)の金額と同額である。

(2) 事業所得の金額 1302万6240円

上記金額は、原告の平成17年12月31日現在の純資産額1億9309万7360円(別表2-5の「平成17年12月31日現在」欄の順号11)と平成17年1月1日現在の純資産額1億9928万5026円(別表2-5の「平成17年1月1日現在」欄の順号11)との差額に、調整項目加算額1967万2048円(別表2-5の順号18)を加算して調整項目減算額45万8142円を控除した金額である(別表2-5の順号26)。

(3) 所得控除の額の合計額 141万3000円

上記金額は、次のアないしオの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 15万8000円

上記金額は、原告が平成17年分中に納付した同人及び扶養親族に係る国民健康保険料の合計額である(別表13の「平成17年分」欄)。

イ 生命保険料控除の額 10万円

上記金額は、原告が所沢税務署長に提出した平成17年分の所得税の確定申告書(以下「平成17年分確定申告書」という。)に記載した生命保険料控除の額と同額である。

ウ 損害保険料控除の額 1万5000円

上記金額は、原告が平成17年分確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

エ 扶養控除の額 76万円

上記金額は、丁及び乙に係る扶養控除の額の合計額である。

オ 基礎控除の額 38万円

(4) 課税総所得金額 1161万3000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1302万6240円から上記(3)の所得控除の額の合計額141万3000円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(5) 納付すべき税額 200万3900円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 225万3900円

上記金額は、上記(4)の課税総所得金額1161万3000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 25万円

上記金額は、旧負担軽減法6条2項により算定した金額である。

#### 6 平成18年分

(1) 総所得金額 2514万5654円

上記金額は、次の(2)の金額と同額である。

(2) 事業所得の金額 2514万5654円

上記金額は、原告の平成18年12月31日現在の純資産額2億0713万0534円（別表2-6の「平成18年12月31日現在」欄の順号11）と平成18年1月1日現在の純資産額1億9309万7360円（別表2-6の「平成18年1月1日現在」欄の順号11）との差額に、調整項目加算額1488万6301円（別表2-6の順号18）を加算して調整項目減算額377万3821円（別表2-6の順号25）を控除した金額である（別表2-6の順号26）。

(3) 所得控除の額の合計額 140万3400円

上記金額は、次のアないしオの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 14万8400円

上記金額は、原告が平成18年分中に納付した同人及び扶養親族に係る国民健康保険料の合計額である（別表13の「平成18年分」欄）。

イ 生命保険料控除の額 10万円

上記金額は、原告が所沢税務署長に提出した平成18年分の所得税の確定申告書（以下「平成18年分確定申告書」という。）に記載した生命保険料控除の額と同額である。

ウ 損害保険料控除の額 1万5000円

上記金額は、原告が平成18年分確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

エ 扶養控除の金額 76万円

上記金額は、丁及び乙に係る扶養控除の額の合計額である。

オ 基礎控除の額 38万円

(4) 課税総所得金額 2374万2000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額2514万5654円から上記(3)の所得控除の額の合計額140万3400円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(5) 納付すべき税額 616万9500円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 629万4540円

上記金額は、上記(4)の課税総所得金額2374万2000円に所得税法89条1項の税率（負担軽減法4条の特例を適用したもの）を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 12万5000円

上記金額は、負担軽減法6条2項により算定した金額である。

7 平成19年分

(1) 総所得金額 1209万3719円

上記金額は、次の(2)の金額と同額である。

(2) 事業所得の金額 1209万3719円

上記金額は、原告の平成19年12月31日現在の純資産額2億1282万1726円（別表2-7の「平成19年12月31日現在」欄の順号11）と平成19年1月1日現在の純資産額2億0713万0534円（別表2-7の「平成19年1月1日現在」欄の順号11）との差額に、調整項目加算額1012万2641円（別表2-7の順号18）を加算して調整項目減算額372万0114円（別表2-7の順号25）を控除した金額である（別表2-7の順号26）。



(3) 所得控除の額の合計額 142万2500円

上記金額は、次のアないしオの額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 16万7500円

上記金額は、原告が平成19年分中に納付した同人及び扶養親族に係る国民健康保険料の合計額である（別表13の「平成19年分」欄）。

イ 生命保険料控除の額 10万円

上記金額は、原告が所沢税務署長に提出した平成19年分の所得税の確定申告書（以下「平成19年分確定申告書」という。）に記載した生命保険料控除の額と同額である。

ウ 損害保険料控除の額 1万5000円

上記金額は、原告が平成19年分確定申告書に記載した損害保険料控除の額と同額である。

エ 扶養控除の金額 76万円

上記金額は、丁及び乙に係る扶養控除の額の合計額である。

オ 基礎控除の額 38万円

(4) 課税総所得金額 1067万1000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額1209万3719円から上記(3)の所得控除の額の合計額142万2500円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(5) 納付すべき税額 198万5400円

上記金額は、上記(4)の課税総所得金額1067万1000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

第2 本件各賦課決定処分の根拠について

1 重加算税について

(1) 平成13年分 423万1500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成13年分の所得税額1209万円（別表1-1の「審査裁決」欄の納付すべき税額1215万0300円から、同別表「確定申告」欄の納付すべき税額5万0600円を差し引いたもの。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(2) 平成14年分 414万4000円

上記金額は、本件各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成14年分の所得税額1200万0900円のうち、原告が平成14年分の所得税の確定申告書に記載した納付すべき税額19万6000円に達するまでの税額（別表1-2の「確定申告」欄の納付すべき税額19万6000円から、同表「更正処分」欄の納付すべき税額3万8900円を控除した後の金額）については、通則法65条4項に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」に該当することから、通則法68条1項に基づき、原告が新たに納付することとなった平成14年分の所得税額1184万円（同別表の「審査裁決」欄の納付すべき税額1203万9800円から、同表「確定申告」欄の納付すべき税額19万6000円を差し引いたもの。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(3) 平成15年分 175万3500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成15年分の所得税額501万円（別表1-3の「審査裁決」欄の納付すべき税額490万7500円から、同別表「確定申告」欄の納付すべき税額△10万3200円を差し引いたもの。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(4) 平成16年分 167万6500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成16年分の所得税額513万8600円（別表1-4の「審査裁決」欄の納付すべき税額515万8000円から、同別表「確定申告」欄の納付すべき税額1万9400円を差し引いたもの。）のうち、隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額である34万6500円（同別表の「更正処分等」欄の一時所得の金額及び雑所得の金額に係る税額）を控除した後の残額である479万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(5) 平成17年分 59万5000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成17年分の所得税額170万円（別表1-5の「更正処分等」欄の納付すべき税額170万3000円から、同別表「確定申告」欄の納付すべき税額0円を差し引いたもの。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(6) 平成18年分 199万8500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成18年分の所得税額571万円（別表1-6の「審査裁決」欄の納付すべき税額573万5100円から、同別表「確定申告」欄の納付すべき税額2万1800円を差し引いたもの。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(7) 平成19年分 62万6500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、本件各更正処分によって、原告が新たに納付することとなった平成19年分の所得税額179万円（別表1-7の「審査裁決」欄の納付すべき税額180万3600円から、同別表「確定申告」欄の納付すべき税額1万1400円を差し引いたもの。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35を乗じて算出した金額である。

2 過少申告加算税（平成16年分）について

通則法65条1項（平成18年法律10号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づき、原告が新たに納付すべき税額のうち過少申告加算税対象税額34万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額 3万4000円

以上